

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

【令和4年度～令和8年度】

支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～

守谷市・守谷市社会福祉協議会

目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
1 国・県の動向と第2期計画の振り返り	8
第3章 基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	17
3 基本とする取組姿勢	18
4 施策体系	20
5 地域福祉活動（まちづくり協議会）の区域	21
第4章 各地区の「まちづくり協議会」の取組 （地区別地域福祉活動計画（市民計画））	22
第5章 施策の展開	38
基本目標1 支え合い助け合う地域づくり	38
基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり	43
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	51
第6章 計画の推進のために	67
1 地域福祉の担い手と役割	67
2 計画の進行管理	68

資料編	71
1 本市の特性.....	73
2 用語説明	87
3 計画の策定体制.....	90
4 守谷市地域福祉推進委員会.....	91
5 守谷市地域福祉計画検討委員会	94
6 守谷市地域福祉計画部内推進会議（保健福祉部）	97
7 まちづくり協議会	98
8 計画策定経過.....	99

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、市民が住み慣れた地域で、誰もが安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域に関わる全ての人々が主役となって、共に支え合い・助け合い、幸せに暮らすことができる地域づくりです。

そのためには、身近な地域を中心に行政と市民・事業所などが共に考え、参加し互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくり、地域で支え合う仕組みを築くことです。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画とは、「地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作りながら、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせて、市民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで、「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

この地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉を推進するための指針となります。

また、地域福祉活動計画とは、地域福祉計画と一体的に策定される民間の活動計画であるという位置付けとなっており、市が策定する地域福祉計画における「理念」や「仕組み」に基づき、市民と共に社会福祉協議会が策定する民間計画で、市民の視点から地域福祉活動の行動計画を策定する市民計画です。

なお、今回の地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定に当たっては、市と社会福祉協議会が地域福祉計画・活動計画について策定作業の過程から協働し策定することで、地域福祉を取り巻く現状や施策の展開についても共有し、市と社会福祉協議会のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進するために計画書自体も一体的に策定することとしました。

*用語の説明について

用語の後ろに*が付されているものは、資料編の「2 用語説明」(87ページ以降)に解説を掲載しています。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



(3) 計画策定の趣旨

市では、平成29年3月に策定した「支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にすまち守谷～」を基本理念とする第2期守谷市地域福祉計画に基づいて、市民誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりのために関連計画と連携しながら様々な施策や事業を展開し、地域福祉を推進してきました。

また、社会福祉協議会が同時に策定した「もりやのしあわせ みんなで築こう」を基本理念とする第2期守谷市地域福祉活動計画とも連携しながら、地域の絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことを目指し、社会福祉協議会の支部（6地区）ごとに組織している地域福祉活動計画実行委員会やこの実行委員会を母体とするまちづくり協議会が基本理念や活動のモットーに基づき活動を展開してきました。

しかしながら、高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態は、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。地域福祉活動においても、地域で行われている通いの場や見守り活動等の活動自粛や休止、延期をせざるを得ない状況が続いており、今後は地域福祉活動の停滞やその影響による地域力の低下を防ぐため、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した取組が求められます。

このように生活課題や社会的問題の増加が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的な地域のつながりの強化や支え合いの仕組みづくりにおいても考えていく必要があります。

このような背景を踏まえ、地域福祉の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う社会（地域共生社会）の実現を目指すため、「第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第3期計画」という。）」を策定したものです。

①地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、また、複雑化・複合化している地域のニーズに対応できるよう、市民・地域・行政・事業所などが協働し支え合う「地域福祉の推進」が必要となります。

地域福祉を推進するためには、自分でできることは自分で行う「自助」、隣近所で助け合う「互助」、市民同士が助け合う「共助」、行政が公的に施策を実施する「公助」の4つを組み合わせた視点が重要となります。

②地域共生社会の実現

地域共生社会とは

高齢者・障がい者・子どもなど全ての人が、「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、それぞれ役割を持ち、地域の資源や人の多様性を生かしながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会をいいます。

つまり、これまでの高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの「縦割り」による支援ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり支え合う社会をつくっていくことが、地域共生社会において重要となります。

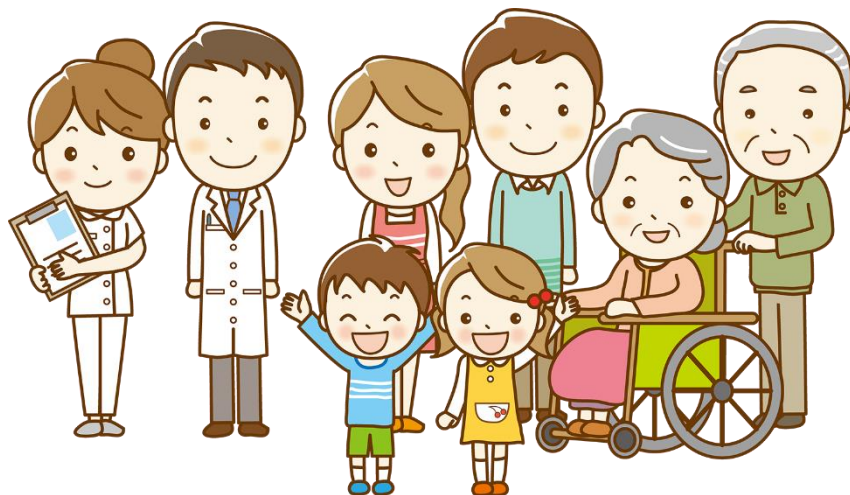
【地域共生社会のイメージ】



※資料:厚生労働省資料を基に作成

高齢化や単身世帯の増加，社会的孤立などの影響により，人々が暮らしていく上での課題は，様々な分野の課題が絡み合い，福祉ニーズも多様化・複雑化しています。また，地域・家庭・職場といった生活の様々な場において，支え合いの基盤が弱まってきており，生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない，あるいは，適切な支援に結びつかないことなどにより，課題が深刻化しているケースが増えています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ，地域の全ての人々が「我が事」として捉え，世代や分野を超えて「丸ごと」つながり，地域の課題を解決していくことが，地域共生社会の実現に向けた基本となります。そのため，地域で活動する全ての人々が役割を持ち，お互いに支え合い，助け合うとともに，福祉の領域だけでなく，分野を超えて支え合いの関係を構築することが，今後より一層重要となってきます。

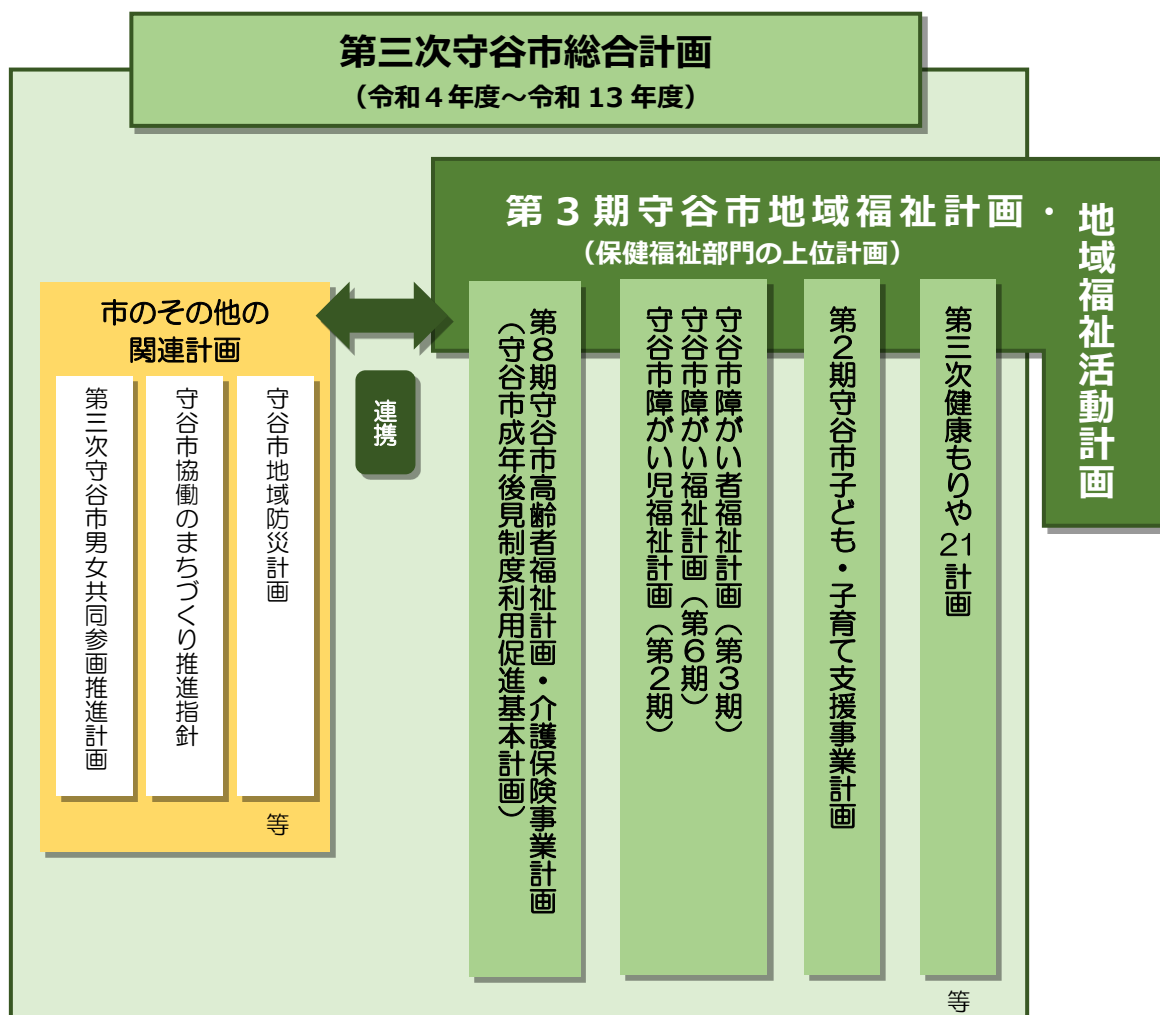


2 計画の位置付け

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、保健福祉部門の上位計画として位置付けられました。そのため、市の最上位計画である「第三次守谷市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

また、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、「守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」という一体の計画として協働し策定することで、地域福祉を取り巻く現状や施策の展開についても共有し、それぞれの特性を生かしながら地域福祉を一体的に推進します。

【計画の位置付け】



3 計画期間

第3期計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、第3期計画の策定後に制度や事業が変わり、計画の修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

主な関連計画	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
守谷市総合計画	第二次基本構想(H24~R3)					第三次基本構想(R4~R13)				
	第二次後期基本計画(H28~R3)					第三次前期基本計画(R4~R8)				
守谷市地域福祉計画・ 守谷市地域福祉活動計画	第2期地域福祉計画(H29~R3)					第3期計画(R4~R8)				
	第2期地域福祉活動計画(H29~R3)									
守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (守谷市成年後見制度 利用促進基本計画)	第7期(H30~R2)		第8期(R3~R5)			第9期(R6~R8)				
守谷市障がい者福祉計画	第3期(H30~R5)					第4期(R6~R11)				
守谷市障がい福祉計画・ 守谷市障がい児福祉計画	第5期(H30~R2)		第6期(R3~R5)			第7期(R6~R8)				
	第1期(H30~R2)		第2期(R3~R5)			第3期(R6~R8)				
守谷市子ども・子育て支援事業計画	第1期(H27~R1)		第2期(R2~R6)							
健康もりや21計画	第二次(H26~R3)					第三次(R4~R13)				

※「第三次健康もりや21計画」については、これまでの「健康もりや21計画」に加え、「いのちを支える守谷市自殺対策計画」「守谷市食育推進計画」「母子保健計画」を一体化した健康づくりの総合的な計画としています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 国・県の動向と第2期計画の振り返り

(1) 地域包括ケアに関すること

国や茨城県の動向

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制を「地域包括ケアシステム*」とといいます。国では、団塊の世代の大半が75歳を超える令和7年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、この「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。
- 茨城県では、単一のサービスや既存のサービスを充当するだけにとどまらず、支援が必要な人及びその家族のニーズを起点に、その生活機能を高めることで社会における役割を確立する視点のもと、地域の様々な資源を組み合わせながら、地域全体で支えることにより、隙間のない総合的な支援体制を構築する「茨城型地域包括ケアシステム*」を推進しています。

守谷市の現状と課題

- 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター*については、機能強化を図るため市内を2圏域に分割し、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置し、令和2年4月から民間委託によりセンター運営を開始しています。相談を通じて、地域のネットワークの構築、生活実態の把握を実施してきましたが、問題が顕在化する前の情報把握が難しい状況にあります。
また、地域の関係者間のネットワーク構築は途上であり、地域ケア会議*等を通じて関係者間の情報共有を図り、ネットワーク構築に向けた取組が必要となっています。
- 生活支援体制整備事業*については、令和2年度までに日常生活圏域*6地区に9つのまちづくり協議会が設立され、地域によっては地域福祉部会が設置され、顔の見える関係性の中で、地域の高齢者の生活課題や情報の共有が始まっています。しかし、支え合い活動に関する協議に至っているのは一部の地域となっており、各地域のニーズ把握、情報共有、取組の実施には至っていません。
- 今後、平均寿命が延び90歳以上の高齢者が増加することで、医療と介護のニーズを併せ持つ要介護認定者が増加することが見込まれるため、医療と介護の切れ目ない支援の提供体制の整備が必要となります。

(2) 健康・保健・食育に関すること

国や茨城県の動向

- 「健康日本 21（第二次）」（平成 25 年～）や「第 3 次健康いばらき 21 プラン」（平成 30 年～）では、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」という最終目標のために、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」に加え、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」を掲げています。
- 平成 29 年 7 月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、地域レベルの実践的な取組や、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進等を掲げています。
- 社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化してきたことから、令和 3 年 2 月に孤独・孤立問題に取り組むため、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置されました。
- 茨城県ひきこもり相談支援センターでは、電話・来所（要予約）などにより、専門コーディネーターがひきこもり本人・家族への相談に応じ、適切な支援機関へつないでいます。また、ひきこもりの支援を行っている相談機関相互の連携を強化するために、支援者向け研修、支援者の情報交換会を開催しています。
- 「第 3 次食育推進基本計画」（平成 28 年～）や「茨城県食育推進計画（第 3 次）」（平成 30 年～）では、第 2 次食育推進基本計画までの方向性を発展させ、「多様な関係者のつながり」、「連携・協働」、「食や世代の循環」がキーワードとして取り上げられており、若い世代への食育や地域での食育の推進に加え、食文化の伝承や食品ロスの軽減等、環境へも配慮した食育の推進を掲げています。

守谷市の現状と課題

- 「第二次健康もりや 21 計画」（平成 26 年～）では、全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯において自分らしくいきいきと暮らし、健康寿命の延伸を目指すこととしており、食生活、身体活動、運動、喫煙等の健康に関する各分野において健康づくり事業に取り組んでいます。
- 平成 31 年 3 月「いのち支える守谷市自殺対策計画」を策定し、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」という認識のもと、自殺対策を総合的かつ効果的に推進しています。自殺の原因となり得る様々なストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等の心の健康を支援する環境整備や心の健康づくりの推進、また自殺防止のための一人ひとりの気づき、見守りの促進が引き続き課題となります。
- 「第二次守谷市食育推進計画」（平成 29 年～）では、市民一人ひとりが正しい食の知識、バランスの良い食を選択する力、健全な食生活を実践できる力を身に付け、食を通じての健康づくりとして地域全体での食育の推進を目指しています。

(3) 防災・防犯に関すること

国や茨城県の動向

- 東日本大震災、熊本地震、各地域での気象災害による著しい被害の発生に併せ、新型コロナウイルスの影響により、避難形態・災害対応の多様化や、災害時の地域福祉を取り巻く環境が厳しくなっています。
- 国においては、防災基本計画の見直し（最近の災害対応の教訓を踏まえた修正）を令和2年5月29日に行っています。
また、国及び県は、災害時の新型コロナウイルスに対応するための指導を行っています。
- 災害対策基本法の改正（平成30年）では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）」による一部改正を行っています。

守谷市の現状と課題

- 平成30年に「守谷市地域防災計画（地震災害対策編）」を全面改定し、「守谷市災害時行動マニュアル」、「守谷市災害時初動対応マニュアル」を策定し、平成31年「守谷市地域防災計画（風水害対策編、事故災害対策編）」について全面改定するとともに、「守谷市地域防災計画（地震災害対策編）」の一部改定を行い、これまでの災害の教訓事項を盛り込みました。さらに、令和3年度には、守谷市地域防災計画（地震災害対策編、風水害対策編、事故災害対策編、資料編）、災害時行動マニュアル、初動対応マニュアルの一部改訂を行いました。
- 新型コロナウイルスに対応するため、国、県の指導と市の実状を鑑みて、新たな避難、避難所運営に取り組んでいます。この際、要配慮者専用の避難所を指定するなど、多様な避難に対応する必要があります。また、より実効的な避難行動ができるように「守谷市新型コロナウイルス影響下における避難所運営の指針」等、各種マニュアルの整備に努めています。
- 令和2年度の「避難行動要支援者（うち情報提供同意者）のうち災害時において町内会・自治会に避難支援活動の協力をお願いしている避難行動要支援者の割合」については、令和元年度の67.8%から59.1%と8.7ポイント低下しています。今後も継続して避難行動要支援者登録制度*の周知に努め、避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やしていく必要があります。

(4) 高齢者に関すること

国や茨城県の動向

- 令和7年まで後期高齢者人口は大幅な増加が継続し、年齢が上がるにつれて認知症の有病率も上昇するため、令和7年には65歳以上高齢者のうち5人に1人が認知症と推計されています。このため、国では平成27年に、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を進めていくために、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。
- 茨城県では、平成30年3月に、人生100年時代を見据え、高齢者を含む全ての人が健康ではつらつと生活し、活躍できる「健康長寿日本一」を目指し、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと活躍できる社会を実現するため、健康寿命の延伸などを盛り込んだ「第7期いばらき高齢者プラン21」を策定しました。

守谷市の現状と課題

- 年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいとなっていますが、高齢者人口は増加傾向で推移し、平成28年度末と令和2年度末を比較すると約1.2倍となっています。高齢化率は、平成28年度の20.8%から、令和2年度には23.1%となり、4年間で2.3ポイント上昇しています。
- 地区別では、みずき野地区の高齢化が進んでおり、令和2年度末時点で47.6%となっています。また、要支援・要介護認定率については、市全体では12.4%となっていますが、後期高齢者の人口比率が高い大井沢地区（19.2%）や大野地区（16.8%）は認定率が高くなっています。しかし、みずき野地区は後期高齢者の人口比率は高くなっていますが、認定率は8.6%と最も低くなっています。
- 今後、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加していく中で、身近な地域における見守りや声かけ、地域の特性に合わせた支え合いを進めていく必要があります。



(5) 障がい者に関すること

国や茨城県の動向

- 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮の提供に取り組むこととなりました。
- 茨城県においては、平成27年4月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住み慣れた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に向けて取り組むことになりました。

守谷市の現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、相談や情報提供等の体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるようにする必要があります。市においては、福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所を核とした相談体制を、また市に寄せられる相談については、課の単位にとらわれることなく相談内容に応じて関係部署が連携し、相談者の支援に当たっています。情報提供については、障がい者が必要とする支援を適切に受けることができるように、その人の障がいの種類や程度に応じたきめ細やかな案内が必要です。
- 自己判断が困難な障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、その人にとって適切なサービスを選択することが可能であるとともに、その人固有の財産や権利が守られなければなりません。このため、成年後見制度*の利用促進や障がい者虐待の未然防止、早期発見と適切な支援等、関係機関等が連携し、障がい者に対する支援体制を強化することが必要です。
- 令和2年度の「3年前に比べて、障がい者や障がいについての理解が進んだ社会になったと思う障がい者の割合（障がい者に対するアンケート調査）」については、令和元年度の37.0%から28.0%と9.0ポイント低下しています。このため、今後も継続して、広報紙やホームページ等により、障がい者に対する差別の解消のために啓発を行っていく必要があります。

(6) 子ども・子育てに関すること

国や茨城県の動向

- 平成30年9月に、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標を設定しました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。
- 茨城県では、子育て支援当事者等の意見を聞く場として、平成25年10月に少子化対策審議会を設置し、平成27年3月に「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しました。また、全ての子どもが虐待から守られ、健やかに成長できる社会の実現を目指し、平成31年4月に「茨城県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

守谷市の現状と課題

- 平成27年3月に、「子どもが心豊かにのびのび育ち 親が子どもを安心して育てることができまち・守谷」を基本理念に掲げ、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや市の子育て支援策を総合的に推進する「守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。また、令和元年度には、人口動向や教育・保育ニーズ、事業実績などを踏まえ、「第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。
- 安心して仕事と子育ての両立ができるよう、令和2年度には民間保育所等を4園開所し、また令和3年度にも民間保育所等5園（認可外保育所から認可保育所への登録替え1園を含む）の開所と1園の増築を行っています。今後も、保育環境の充実と保育の質の向上に努めるとともに、多様な働き方に対応できる柔軟な保育サービスの構築を図る必要があります。
- 子ども家庭総合支援拠点*の機能充実を図るとともに、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会*（福祉、保健、学校、医療、警察などの関係機関で構成）との連携による虐待の早期発見、早期対応が必要です。
- 子どもの防犯対策として、防犯関係団体、警察官OB、市職員等による防犯パトロール、自治会等による地域防犯パトロールや通学時の見守り等を実施しています。また、今後も犯罪や危険から身を守るため、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やしていく必要があります。

(7) 生活困窮者に関すること

国や茨城県の動向

- 新型コロナウイルスの拡大により、全国的に相談件数や住居確保給付金の申請件数も増加しています。
- 茨城県では、生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまくとれない等の直ちに就労が困難な人に対して行う「就労準備支援事業」及び家計に問題を抱える生活困窮者に対して行う「家計改善支援事業」といった任意事業について、各福祉事務所に対し実施するよう指導しています。
- 茨城県においても新型コロナウイルスの拡大により、生活困窮の相談件数や住居確保給付金の申請件数も増加しています。

令和2年度における住居確保給付金の新規決定件数

全国	110,271 件
茨城県	1,358 件
守谷市	27 件

守谷市の現状と課題

- 令和3年3月末日現在で実施している事業は、「生活困窮者自立相談支援事業」及び「住居確保給付金事業」の2事業であり、コロナ禍の影響により相談や住居確保給付金の申請が増加しています。
- 子どもの貧困対策としては、子どもに対する学習支援や食を通じた地域の居場所などの事業についても検討する必要があります。
- ひきこもり生活により社会復帰が難しくなった人などに対しては、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人や家族の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があります。



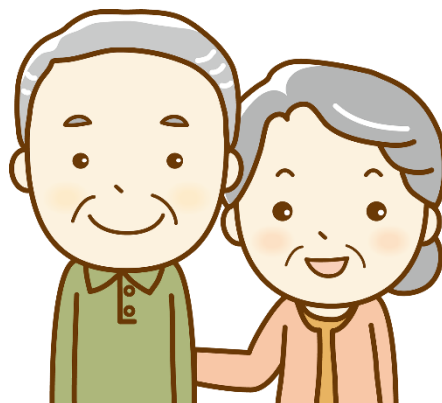
(8) 成年後見に関すること

国や茨城県の動向

- 認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することになります。しかし、成年後見制度*は、これらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていません。このため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。
- 平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、国や地方公共団体が取り組むべき成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画の策定や地域連携ネットワークづくりの積極的な推進等に努めることとしました。

守谷市の現状と課題

- 成年後見制度利用の相談件数（年25件～30件）、利用件数・申立て数は、近年横ばいで推移していますが、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の利用者はやや増加傾向にあります。
- 成年後見制度の利用が必要な場合にありながら親族の協力等が得られない人に対しては、市長申立てを実施しています（年1件～3件）。
- 成年後見制度の利用につなげるため、申立ての支援体制の構築や後見人等への報酬支払いなどの支援があることを市民や関係機関等に周知していく必要があります。
- 成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し相談機関につなげるためには、権利擁護*に関わる関係機関（司法・行政、社協、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との地域連携ネットワークを構築する必要があります。また、地域全体で権利擁護に取り組むためには、関係機関等による地域連携ネットワークを構築し、さらに中核機関や協議会の設置検討を進めていく必要があります。



(9) 地域活動の推進に関すること

国や茨城県の動向

- 近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。また、これらに関連して、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、消費者被害、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が徐々に拡大しています。
- 一方、住民の中には、ボランティア活動に関心を持つ人や、退職後に地域を中心とした生活を送ることを望む人が増えていますが、これらの人が地域福祉活動の担い手につながっているわけではなく、人材の不足が解消されているわけではありません。
- 国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けています。

守谷市の現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、市民の抱える生活課題は複雑化・複合化する傾向にあり、公的制度だけでは解決が難しい課題も生じていることから、地域での助け合い・支え合い活動が重要になっています。
- これまで、地域福祉活動計画に基づき、各地区の地域福祉活動計画実行委員会が様々な取組を展開していましたが、平成30年度から各地域の特性を踏まえた「地域づくり」や「地域課題の解決」に向け、「まちづくり協議会」の各地域での組織化が進んでいます。この協議会は、これまでの各地区の実行委員会に、より多くの団体等が加わり、組織化された「協議会型組織」であり、地域の特性を踏まえた地域づくりや地域課題の解決に向けた活動が始まっています。
- 守谷市社会福祉協議会では、地域で援護を必要とする高齢者や障がい者等とその家族一人ひとりのために住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域ケアコーディネーターによる支援を行っています。その支援としては、地域全体で総合的かつ効率的に各種サービスを提供するために、地域住民や地区民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者とサービス調整会議を行いながら在宅ケアチームを編成し、支援を必要としている人に対する支援を行います。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

市民誰もが安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域、各種団体、行政等が絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことができるまちづくりを推進することが大切になります。

このため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

《副題》 支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切に作るまち守谷～

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

基本目標 1 支え合い助け合う地域づくり

《目指す姿》

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域で生活し続けることができるよう、地域の住民や団体が共に支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、絆を深め地域全体で支え合い助け合う思いやりのある地域を目指します。

基本施策 1・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

基本施策 2・・・支え合い活動の推進

基本目標 2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

《目指す姿》

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域で生きがいを感じいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに取り組み、健やかに暮らせる地域を目指します。

基本施策 1・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進

基本施策 2・・・地域における生きがいづくりの推進

基本施策 3・・・市民の活動支援

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

《目指す姿》

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で防災・防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、さらには、擁護を必要とする人に対する支援体制の充実を図ることにより、安全安心に暮らせる地域を目指します。

基本施策 1・・・保健福祉サービスの充実
 基本施策 2・・・保健福祉サービスの利用支援
 基本施策 3・・・安全・安心な生活環境づくりの推進
 基本施策 4・・・権利擁護*の推進

3 基本とする取組姿勢

(1) 自助・互助・共助・公助による取組

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに支え合い・助け合い、そして協力し合うことが重要です。福祉サービスによる支援は、行政や事業者が提供するだけでは不十分であり、個々の思いやりや行動、さらに、それぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きな力となります。

したがって、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が互いに補い合い、連携し合って、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

- 自助：自分でできることは自分で行うこと。
- 互助：隣近所で助け合うこと。
- 共助：市民同士が助け合うこと。
- 公助：行政が公的に施策を実施すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の全ての人々が「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域の課題を解決していくことが、地域共生社会の実現に向けた基本となります。そのため、地域で活動する全ての人々が役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うとともに、福祉の領域だけでなく、分野を超えて支え合いの関係を構築することが、今後より一層重要となってきます。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民をはじめ、地域団体、事業者、NPO・ボランティア団体、学校、企業等、地域で暮らし活動する全ての人々と行政が一体となった取組が求められます。

(3) コロナ禍における地域福祉活動の方向性

令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、地域で行われている通いの場や見守り活動等の地域福祉活動において、活動自粛や休止、延期をせざるを得ない状況が続きました。

現在においても、日常生活のあらゆる場面で感染防止を意識することが求められる中、今後は地域福祉活動の停滞やその影響による地域力の低下を防ぐため、感染予防対策を徹底するとともに、交流の場のあり方や健康づくり・介護予防のあり方の見直し、ICT*（アプリ等）の活用を検討する等、コロナ禍に対応した地域福祉活動を実施し、地域での交流や見守りを途絶えさせないような取組が求められます。

(4) SDGsの理念・目標を踏まえた取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、“誰一人取り残さない”持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた「行動の10年」と位置付けています。

このSDGsの“誰一人取り残さない”という理念は、“地域共生社会”と共通した考え方であるため、本計画では、SDGsの理念や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

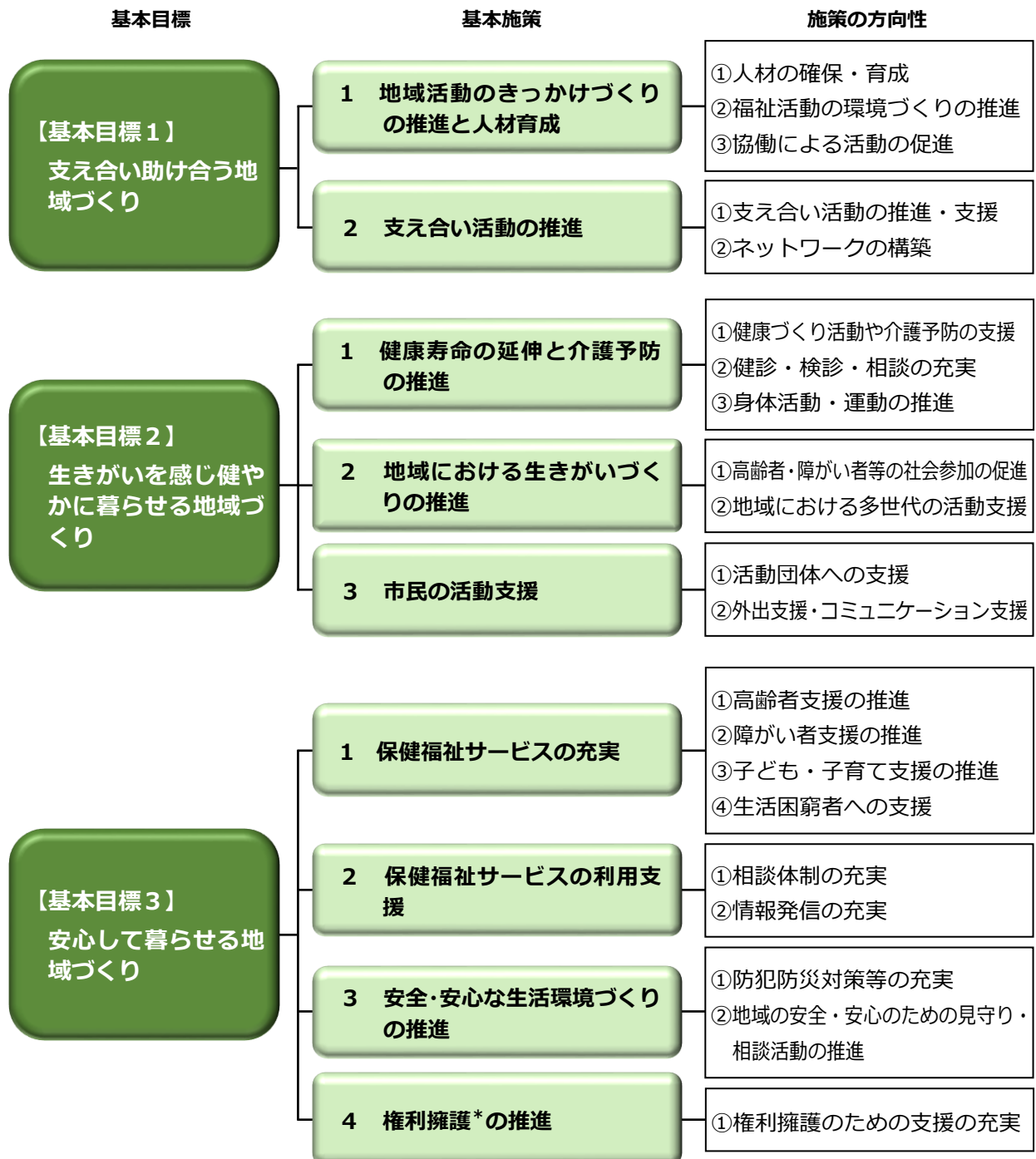


4 施策体系

基本理念

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

《副題》 支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～



5 地域福祉活動（まちづくり協議会）の区域

平成24年3月の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定以来、市と社会福祉協議会の連携のもと、社会福祉協議会の支部社協の6支部を中心に地域福祉活動計画実行委員会が組織され、各地区においては、地域イベントや地域交流事業、防犯防災事業、見守り活動などの様々な地域の安心安全・絆づくり事業、助け合い事業が展開されてきました。現在は、この実行委員会を母体として、まちづくり協議会が6地区内で組織され、地区の活性化、課題解決などにつながる活動が展開されています。

なお、市内の地域福祉活動の地区割構成図は以下のとおりとなっておりますが、守谷地区については、広範囲となっていることや在来地区と新市街地が混在していることから、複数のまちづくり協議会が組織されています。

また、各地区の「まちづくり協議会」では、本計画の策定に当たり、地区の活動目標や活動のモットーに基づき、地区別地域福祉活動計画を策定しました。

【守谷市の活動区域】



【地区の住所区分】

地区名称	住所
守谷地区	赤法花, 小山, 中央, 同地, ひがし野, 本町, 松並, 松並青葉, 百合ヶ丘
高野地区	乙子, けやき台, 高野, 鈴塚, 松ヶ丘, 美園
大野地区	大柏, 野木崎, 緑一丁目
大井沢地区	板戸井, 大木, 大山新田, 立沢, 緑二丁目
北守谷地区	久保ヶ丘, 御所ヶ丘, 松前台, 薬師台
みずき野地区	みずき野

※各地区の「まちづくり協議会」の範囲については、98 ページに記載しています。

第4章 各地区の「まちづくり協議会」の取組 (地区別地域福祉活動計画 (市民計画))

各地区の「まちづくり協議会」では、現在、地域の特性を踏まえた地域づくりや地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいます。今回、本計画を策定するに当たり、守谷市社会福祉協議会と各地区の「まちづくり協議会」では、本計画の基本理念である「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を実現するために、各地区の「まちづくり協議会」で設定した基本理念及び活動のモットーに基づき、以下の地区別地域福祉活動計画を策定しました。

なお、守谷D地区においては、現在、まちづくり協議会の設立がなされていないため、協議会設立後の守谷D地区地域福祉活動計画の策定を予定しています。

- 守谷A地区地域福祉活動計画
- 守谷B地区地域福祉活動計画
- 守谷C地区地域福祉活動計画
- 守谷E地区地域福祉活動計画
- 高野地区地域福祉活動計画
- 大野地区地域福祉活動計画
- 大井沢地区地域福祉活動計画
- 北守谷地区地域福祉活動計画
- みずき野地区地域福祉活動計画

◆守谷A地区◆

1. 基本理念

住みなれた地域で、安心して住めるようお互いを支え合おう！

2. 活動のモットー

目指すべき理想の地域を基本理念として、それを実現するために、活動のモットーを掲げ顔の見える地域づくりに取り組みます。

■活動のモットー：活動のはじまりはあいさつから

3. 活動重点項目

各自治会・町内会と連携しながら、様々な分野において、できることから活動に取り組んでいきます。

（1）多世代交流の機会創出・地域福祉活動の推進

地区敬老行事やあいさつ運動、多世代交流行事を実施することで、地域福祉活動を推進します。

具体的な活動

- ①地区敬老行事
- ②あいさつ運動

（2）防災・防犯活動の推進

防災訓練や防犯パトロールを実施することで、地域の安全確保に努めます。

具体的な活動

- ①防災訓練
- ②防犯パトロール
- ③子どもの見守り活動

（3）自治会・町内会の連携促進

地区内の自治会・町内会の連携を促進することで、これまでの自治会・町内会活動の充実・拡大を図ります。また、一つの自治会・町内会では解決できない課題についても取り組みます。

具体的な活動

- ①夏祭り等の地区イベントを充実・他地区へ拡大
- ②各自治公民館の活用検討

（4）情報発信

地区内の情報や活動等の情報を発信します。

具体的な活動

- ①情報誌の発行・配布

◆守谷B地区◆

1. 基本理念

住みなれた地域で、安心して住めるようお互いを支え合おう！

2. 活動のモットー

目指すべき理想の地域を基本理念として、それを実現するために、活動のモットーを掲げ活動します。

■活動のモットー：できることからはじめよう！

3. 活動重点項目

各自治会・町内会と連携しながら、様々な分野において、できることから活動に取り組んでいきます。

(1) 親睦・交流

地区敬老行事や各地区のお祭り、あいさつ運動、多世代交流行事を実施することで、地域の親睦・交流を深めます。

具体的な活動

- ①地区敬老行事
- ②各地区のお祭り
- ③あいさつ運動
- ④各種講演会・研修会

(2) 防災・防犯

防災訓練や防犯パトロールを実施することで、地域の安全確保に努めます。

具体的な活動

- ①防災訓練
- ②防犯パトロール
- ③子どもの見守り活動

(3) 情報発信

地区内の情報や活動等の情報を発信します。

具体的な活動

- ①情報誌の発行・配布

◆守谷C地区◆

1. 基本理念

住みなれた地域で、安心して住めるようお互いを支え合おう！

2. 活動のモットー

目指すべき理想の地域を基本理念として、それを実現するために、活動のモットーを掲げ活動を展開します。

■活動のモットー：支え合い、助け合い、できることから始めよう！

3. 活動重点項目

各自治会・町内会と連携しながら、様々な分野において、できることから活動に取り組んでいきます。

特に、支え合い、助け合いという視点に重きを置くことで、守谷C地区の独自の取組を展開します。

（1）地域福祉活動の推進・多世代交流の機会創出

地区敬老行事やあいさつ運動、多世代交流行事を実施することで、地域福祉活動を推進します。また、高齢化社会の到来に備え、地域での支え合い・助け合いの仕組みづくり等についても検討します。

具体的な活動

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①地区敬老行事 | ②あいさつ運動 |
| ③サロン活動の充実・拡充 | ④支え合い・助け合いの仕組みづくり |
| ⑤自治公民館の活用検討 | |

（2）防災・防犯活動の推進

防災訓練や防犯パトロールを実施することで、地域の安全確保に努めます。

具体的な活動

- | | |
|------------|----------|
| ①防災訓練 | ②防犯パトロール |
| ③子どもの見守り活動 | |

（3）生活環境の整備

地区内の自治会・町内会の連携を促進し、地区内の生活環境の整備に努めます。また、一つの自治会・町内会では解決できない課題についても取り組みます。

具体的な活動

- | | |
|--------------|---------|
| ①道路・側溝の清掃 | ②街路樹の里親 |
| ③地区内の生活環境の保全 | |

（4）情報発信

地区内の情報や活動等の情報を発信します。

具体的な活動

- | |
|------------|
| ①情報誌の発行・配布 |
|------------|

◆守谷E地区◆

1. 基本理念

住みなれた地域で、安心して住めるようお互いを支え合おう！

2. 活動のモットー

目指すべき理想の地域を基本理念として、それを実現するために、活動のモットーを掲げ顔が見える地域づくりに取り組みます。

■活動のモットー：活動のはじまりはあいさつから

3. 活動重点項目

各自治会・町内会と連携しながら、様々な分野において、できることから活動に取り組んでいきます。また、地区の活動の特徴として、「あいさつ」をきっかけに人と人が“つながる”ことを心掛けます。

(1) 地域福祉活動の推進

これまで実施してきた「あいさつ運動」を継続するとともに、子育て支援等も実施に向けて検討することで、より一層、地域福祉活動を推進します。また、学校、事業者、八坂神社等と連携することで、活動の幅を広げていきます。

具体的な活動

- ①あいさつ運動の継続
- ②子育て支援の実施
- ③子育て世代への支援・意見交換の場の創出
- ④学校、事業者、八坂神社との連携

(2) 多世代交流の機会創出

令和元年度に初めて開催した多世代交流行事を継続するだけでなく、「あわんとり」等の昔ながらの行事の実施や新たな多世代交流行事の実施により、交流の機会を創出し、顔が見える環境づくりに努めます。

具体的な活動

- ①多世代交流行事(敬老会含む)の開催
- ②昔ながらの行事(あわんとり等)の実施
- ③新たな多世代交流行事(地区内運動会、カラオケ等)の実施
- ④顔が見える環境づくり

(3) 防災・防犯活動の推進

防災訓練や防犯パトロールを実施することで、地域の安全確保に努めます。

具体的な活動

- ①防災訓練の実施
- ②防犯パトロールの実施
- ③子どもの見守り活動の実施

（４）生活環境の整備

公園や歩道等への花植え，道路清掃等を行うことで，地域の環境美化に努めます。また，手軽に市の情報が得られる環境をつくることで，住んでいる皆さんにとって住みやすいと思えるような生活環境が整えられるよう努めます。

具体的な活動

- ①公園や歩道等への花植えや道路清掃等による環境美化活動の実施
- ②手軽に市の情報が得られる環境づくり

（５）地域ニーズの把握

守谷E地区全体，又は各自治会・町内会における課題やニーズを的確に捉えて活動することで，地域の課題解決，地域の活性化に努めます。また，内容によっては，地域ニーズを集約し，市への提言等も行います。

具体的な活動

- ①地域ニーズの把握，集約，市への提言の実施

（６）各種情報の発信・共有

地区内の情報や守谷E地区まちづくり協議会の活動等の情報を発信します。

具体的な活動

- ①情報誌の発行・配布
- ②広報活動の実施

◆高野地区◆

1. 基本理念

誰もが、“まちづくり”に協力することで絆づくりに努め、
人と地域の“あたたかさ”を感じられる住みよい“まち”の実現

2. 活動目標

基本理念を持ち、目指すべき理想の地域を活動目標として3つ掲げ、高野地区全体で“まちづくり”に取り組みます。

- 活動目標1：助け合う、支え合う仕組みがある地域を目指します
- 活動目標2：安全・安心に暮らせる地域を目指します
- 活動目標3：みんなが“まちづくり”に協力し、絆が生まれる地域を目指します

3. 活動重点項目

目指すべき理想の地域を実現するために、特に重要である項目を活動重点項目として、各目標に掲げます。

(1) 助け合う、支え合う仕組みがある地域を目指します（地域福祉部会）

活動重点項目

- ①時代に適した地域で助け合う・支え合う仕組みづくりを検討・実施する。
- ②多世代が集う場を創出するとともに、誰もが健康で活動・活躍する機会を創る。

具体的な活動

- ①「日常生活のお手伝い」の検討・実施
- ②サロンの拡大・充実
- ③互助、共助の運送の検討・実施→【互助輸送プロジェクトチーム】
- ④各団体(シニアクラブ・子ども会等)と連携・活動支援

(2) 安全・安心に暮らせる地域を目指します（防災・防犯部会）

活動重点項目

- ①地域全体で連携した防犯活動を実施する。
- ②災害の際、子ども・高齢者・障がい者等の救済の仕組みづくりを検討・実施する。

具体的な活動

- ①防犯連絡員協議会との連携による地域の防犯活動の推進
- ②学校、子ども会との連携による安全・安心な見守り活動の検討・実施
- ③各地域の自主防災組織の実態把握と防災活動の実施

(3) みんなが“まちづくり”に協力し、絆が生まれる地域を目指します（絆づくり部会）

活動重点項目

- ①まちづくり・絆づくりの担い手を育成する。
- ②多世代交流につながる参加型事業を検討・実施する。

具体的な活動

- ①多世代交流行事(敬老会, 健康ひろば等)を実施し, 高齢者の行事参加を促進
→【敬老会プロジェクトチーム】
- ②子どもヘルパー行事の継続・発展
- ③体験・参加する場づくり
- ④高野地区まちづくり協議会の目的達成に必要な活動であり, 他部会に属さない活動
→【利根川河川敷プロジェクトチーム】
(利根川河川敷の自然環境を後世に繋ぐ「憩いの広場」創出計画)

4. 情報発信・共有（広報部会）

広報部会を置き, 地区内外へ情報を発信するとともに, 地区内において情報を共有します。

活動重点項目

- ①広報誌「きずな」を定期発行し, 地域の情報共有を図る。

具体的な活動

- ①広報誌「きずな」の発行
- ②各部会から広報委員を2名選出し, 情報の提供・取材の実施

5. 活動体系

4つの部会を置き, 基本理念を持ちながら, 活動目標を達成するための活動重点項目を各部会が実践します。

基本理念	活動目標	活動重点項目	部会
誰もが、「まちづくり」に協力することによって絆づくりに努め、人と地域の「あたたかさ」を感じられる住みよい「まち」の実現	1 助け合う、支え合う仕組みがある地域を目指します。	① 時代に適した地域で助け合う・支え合う仕組みづくりを検討・実施する。 ② 多世代の集う場を創出するとともに、誰もが健康で活動・活躍する機会を創る。	地域福祉部会
	2 安全・安心に暮らせる地域を目指します。	① 地域全体で連携した防犯活動を実施する。 ② 災害の際、子ども・高齢者・障がい者等の救済の仕組みづくりを検討・実施する。	防災・防犯部会
	3 みんなが「まちづくり」に協力し、絆が生まれる地域を目指します。	① まちづくり・絆づくりの担い手を育成する。 ② 多世代交流につながる参加型事業を検討・実施する。	絆づくり部会
		① 広報誌「きずな」を定期発行し、地域の情報共有を図る。	広報部会

◆大野地区◆

1. 基本理念

大野の自然と地域の絆を次世代へ「つなぐ」まち

2. 活動目標

基本理念を持ち、目指すべき理想の地域を活動目標として3つ掲げ、大野地区全体で共有し取り組むことで、人と人がつながり、“理想とするまち”を実現します。

- 活動目標1：助け合う・支え合う地域の絆づくりを目指します
- 活動目標2：安全・安心に暮らせる地域を目指します
- 活動目標3：「ひと」が育ち“つながる”地域を目指します

3. 活動重点項目と具体的な活動

“理想とするまち”を実現するために、大野地区における「まちづくり」に特に重要である項目を活動重点項目として、各目標に掲げます。

(1) 助け合う・支え合う地域の絆づくりを目指します（地域福祉チーム）

活動重点項目 ①地域で助け合う・支え合う仕組みの構築

少子高齢化社会における様々な課題を解決するために、誰もが助け合う・支え合う仕組みを構築し、活動します。

活動重点項目 ②多世代が集う場の創出

子どもから高齢者まで多世代が交流し、絆づくりを進めるために、多世代が集う場を創出します。

活動重点項目 ③健康づくり・生きがいつくりの推進

健康寿命を延ばし、元気で楽しく生活を送るために、健康づくり・生きがいつくりを推進します。

具体的な活動

- ①助け合う・支え合う仕組みづくり
- ②地域福祉まつりの開催
- ③地区敬老行事の開催
- ④交流事業の実施
- ⑤サロン事業の実施

（2）安全・安心に暮らせる地域を目指します（交通・防災・防犯チーム）

活動重点項目 ①防災活動の推進

災害を未然に防ぐ活動や災害が起きた際の活動を大野地区全体で取り組むために、自主防災組織による防災訓練を実施することで、防災活動を推進します。

活動重点項目 ②防犯活動の推進

犯罪を未然に防ぐため、防犯パトロールを実施するとともに、子どもの見守りにも注力し、防犯活動を推進します。

活動重点項目 ③交通安全の確保

ソフト面では、子どもたちの登下校の交通安全を確保するとともに、子どもから高齢者を対象とする交通安全教室を開催します。ハード面では、通学路・生活路といった道路網の安全確保を検討し、市や県へ要望活動を行います。

具体的な活動

- ①自主防災組織の活動の充実
- ②防災訓練の実施
- ③消防団との連携事業の実施
- ④防犯パトロールの実施
- ⑤交通安全教室の開催
- ⑥子どもや高齢者の見守り
- ⑦通学路・生活路における安全確保の検討

（3）「ひと」が育ち“つながる”地域を目指します（まちづくりチーム）

活動重点項目 ①多世代が活躍する場の創出

大野地区の住民が自ら教える・教わる場のような活躍する場を創出することで、「人」が育ち“つながる”ことを進めます。

活動重点項目 ②青少年育成の推進

子どもから青年まで、大野地区の「まちづくり」を理解し、参画してもらうことで青少年育成を推進します。

活動重点項目 ③人材育成の推進

「まちづくり」は、単年度で終わるものではなく、将来に向かって永続的に続くものであるため、次世代を担う人材育成を推進します。

活動重点項目 ④自然環境の保全・継承

大野地区には、昔ながらの田園風景が広がり、多くの緑に囲まれた自然環境豊かな地区です。この自然環境を保全し、次世代へ継承するための活動を推進します。

具体的な活動

- ①大野ふれあいまつりの開催
- ②教える・教わる場づくり
- ③各団体等の活動支援・連絡調整
- ④情報発信
- ⑤活動拠点のあり方の検討
- ⑥自然環境の整備・保全
- ⑦自然を生かした健康・生きがいづくり
- ⑧自然環境に触れる機会の創出

4. 活動体系

3つのチームを置き、活動目標を実現するための活動重点項目を各チームが実践します。

基本理念	活動目標	活動重点項目	担当
大野の自然と地域の絆を次世代へ「つながるまち」	1 助け合う・支え合う地域の絆づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域で助け合う・支え合う仕組みの構築 ② 多世代が集う場の創出 ③ 健康づくり・生きがいをづくりの推進 	地域福祉チーム
	2 安全・安心に暮らせる地域を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災活動の推進 ② 防犯活動の推進 ③ 交通安全の確保 	交通・防災・防犯チーム
	3 「ひと」が育ち“つながる”地域を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 多世代が活躍する場の創出 ② 青少年育成の推進 ③ 人材育成の推進 ④ 自然環境の保全・継承 	まちづくりチーム

◆大井沢地区◆

1. 基本理念

家族の絆が地域の絆につながる「まち」づくり

2. 活動のモットーと活動目標

目指すべき理想の地域を基本理念として、それを実現するために、活動のモットー及び活動目標を掲げます。

- 活動のモットー：家族・地域の絆の大切さ・大事さを次世代へ伝えよう
- 活動目標1：地域での行事に参加します
- 活動目標2：家族や地域住民の絆を強めるような交流機会をつくります
- 活動目標3：地域の中で防災組織をつくります
- 活動目標4：安心して安全に暮らし続けられる地域をつくります

3. 課題と取組事項

活動目標を達成するために、課題を明確にした上で活動に取り組みます。

（1）地域での行事に参加します

課題 地域福祉活動に取り組み、地域の行事に多くの参加者が集まっていますが、行事によっては参加者が少ないこともあります。

- 具体的な活動**
- ①地域活動に関心を持つことができるよう努めます。
 - ②あいさつ実施を推進します。
 - ③地域行事に参加する際には、近所同士で声かけを行い参加者数の増加を目指します。

（2）家族や地域住民の絆を強めるような交流機会をつくります

課題 世代間の交流が少なくなってきました。

- 具体的な活動**
- ①あわんとりや地域の祭り等の地域行事を継続します。
 - ②誰でも気軽に参加できる行事内容を計画し、開催します。
 - ③企画に当たっては、行事日程を参加しやすく設定し、早いうちに周知します。

（3）地域の中で防災組織をつくります

課題 消防団員の加入者が減少しています。災害時の初期対応が必要です。

- 具体的な活動**
- ①消防団員が活動しやすいように、活動を理解し支援します。
 - ②消防団員OBが団員勧誘に協力します。
 - ③自主防災組織による防災訓練を実施することで、防災活動を推進します。
 - ④未結成の地域は自主防災組織を結成するように検討します。

（4）安心して安全に暮らし続けられる地域をつくります

課題 地域のリーダーの後継者確保が困難です。

- 具体的な活動**
- ①定年後の世代など多くの人々に働きかけ、リーダーや担い手を育成・確保します。

◆北守谷地区◆

1. 基本理念

地域・世代を超えた交流の輪（和）が広がる“まち”

2. 目指すべき理想の地域

目指すべき理想の地域を3つ掲げます。基本理念を持ち、理想の地域を実現することで、北守谷地区にお住まいの皆様が、北守谷地区に住み続けたいという郷土愛や、地域を創っていくという気持ちを醸成することができると考えています。

- 誰もが助け合い、支え合い、ふれ合うことができる地域を目指します
- 誰もが安全・安心が目に見え、感じられる地域を目指します
- 誰もが住みやすく、ずっと住み続けたいと思える地域を目指します

3. 活動重点項目

理想の地域を実現するために、北守谷地区における「まちづくり」に特に重要である項目を活動重点項目として4つ掲げます。

活動重点項目

①助け合い、支え合い、ふれ合い活動の推進

誰もが、助け合い、支え合い、ふれ合うことができる活動が、北守谷地区に住む全ての人に広がることで、様々な課題を解決することができ、理想の地域実現につながります。

具体的な活動

①助け合い、支え合い、ふれ合い活動の仕組みを構築・実施

【地域福祉部会】

高齢化が進む中で住民誰もが、住み慣れた地域で生活し続けることができるように、地域の住民や団体が、見守りや声かけなど、地域の特性に合わせた支え合い、助け合う活動を積極的に取り組むことが必要です。

「御所ヶ丘五丁目助け愛の会」「久保ヶ丘3助け合いの会」「松前台ひふみ(一二三)の会」を参考に、新たな仕組みを構築し実施します。

具体的な活動

②子育て支援・子どもの見守り活動の実施

【地域福祉部会】【防災・防犯・交通安全部会】

少子高齢化による人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、子どもを安心して育てることができる環境づくりが重要です。小・中学校をサポートする「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク」への協力、通学時の見守り、地域の子どもの孤食や貧困問題を踏まえ、子どもの居場所づくり・健全育成等として「子ども食堂」への支援、子どもの安全な居場所・安心して遊べる場の確保に努めます。

活動重点項目 ②地域交流・健康づくりの推進

各地域・多世代の交流や健康づくりは、「地域と地域」・「人と人」をつなげ、輪（和）となり、北守谷地区を元気にすることができ、理想の地域実現につながります。

具体的な活動 ①多世代交流活動の実施

【交流活動部会】

これまで実施してきた「ぶらぶら亭・くわがた亭」「子ども工作教室」や「地区敬老行事」「フリーマーケット事業」を継続することで、多世代交流や地域交流を促進します。また、北守谷地区連絡協議会が長期にわたり開催してきた北守谷地区夏まつりを支援していきます。

具体的な活動 ②健康増進活動の実施

【地域福祉部会】【交流活動部会】

高齢化社会の中で、住民が主体的に健康づくりに取り組み、生き活きと暮らし、健康寿命の延伸を目指す必要があります。これまで実施してきた「グラウンドゴルフ」や「シルバーリハビリ体操」の普及・活動を継続します。さらに、北守谷地区にある各地域をつなぐ遊歩道を活用し、生きがいを感じ健やかに暮らせるための新たな活動を提案できるよう検討します。

活動重点項目 ③生活環境の改善・整備の推進

北守谷地区においても、少子高齢化の進展による人口減少が始まっており、この人口減少は、生活環境に多くの影響を及ぼします。生活環境への影響に対応することで、安全・安心が目に見え、感じられるようになり、理想の地域実現につながります。

具体的な活動 ①防災・防犯活動の実施

【防災・防犯・交通安全部会】

全ての住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるには、日頃から防災・防犯・交通安全等の活動に取り組む必要があります。現在、防災活動については、北守谷地区連絡協議会防災部会が、防犯活動については、防犯連絡員協議会北守谷支部が実施していますので、これらの活動を支援し、活動の充実や広がり努めます。また、まちづくり協議会の活動としては、避難場所として設定されている小・中学校を対象にした「避難訓練」、地域犯罪や子どもたちの見守りのための「ながらパトロール」に取り組みます。

具体的な活動 ②地域の生活環境や多様なライフスタイルを支える活動の実施

【生活環境部会】

北守谷地区においても、個々の価値観により多様なライフスタイルがあると考えられます。近年の自治会・町内会への加入率の低下も多様なライフスタイルが影響していると考えられます。北守谷地区内全ての人に情報を届けることで、多様なライフスタイルを持った人々に「まちづくり」に関心を持っていただき、何らかの関わりを持つことができる場などを創出するとともに、交通弱者への交通手段の確保や空き家・空き地対策の検討も進めます。現在は、軽トラックやチェーンソー、芝刈り機等を整備し、自治会・町内会と協力して、北守谷地区内の公園・遊歩道ベンチの塗装・修理、樹木の剪定、やまゆり育苗花壇事業などを実施しています。

活動重点項目 ④情報発信・企画調査

具体的な活動 ①広報誌の発行

【広報部会】

広報誌「ふれあい北守谷」の発行を継続するとともに、北守谷地区内の全ての人に情報が届くよう情報発信に努めます。また、新たな事業の企画・調査を行います。

◆みずき野地区◆

1. 基本理念

自然環境を大切にして 誰もが安心して安全な 暮らしができるまちづくり

2. 活動目的

みずき野町内会、町内地区内で活動する組織・団体が共に、安心・安全に住み続けることができるまちづくりに努めることを目的とします。

■活動のモットー：全ての住民が参画して、協調した活動ができ、“交流”“賑わい”の創出を目的とします

3. 活動重点項目

みずき野地区内で活動している様々な組織・団体の活動を継続するとともに、組織・団体同士がつながり、互いの活動を補完し合い、連携した活動を活性化させていきます。

(1) 地域ネットワークを構築します

まちづくり協議会、みずき野町内会、町内活動各団体・組織、事務所、及び小・中学校が連携・協力できるよう連絡網を整備し、地域ネットワークを構築します。

また、支援ネットワーク及び要援護者支援組織をつくります。

(2) 支え合い・助け合う活動を推進します

ご近所の人同士のつながりによる「ご近所力」を強化していきます。あいさつ・声かけを進めながら、向こう三軒両隣の交流を推進します。

具体的な活動

- ①ちよいサポ…身近な手伝い
- ②お買い物サポート…福祉車両による互助お買い物支援等

(3) 地域交流・健康づくりを推進します

家族や地域住民の絆を強めるような交流機会をつくるとともに、健康づくりを推進します。

具体的な活動

- ①NPO法人明日のみずき野を考える会…サロン運営、情報発信等
- ②地区敬老行事実行委員会…敬老会行事の企画・運営等
- ③イベント運営委員会…夏祭り、リンリン健康フェスタ等の企画・運営
- ④社会福祉協議会みずき野支部
…高齢者食事会、(一部)高齢者見守活動、音楽会等
- ⑤たんぽぽ会…茶話会、体操等
- ⑥ティーふれ…茶話会等
- ⑦談話室花みずき…茶話会、交流会等
- ⑧一般社団法人もりや循環型農食健協議会(もりあぐ)
…農業、食、健康を中心とした「みずき野ひろば」の運営サポート
- ⑨鯉のぼり、七夕飾り、夏祭り、夕涼みの会、秋を楽しむ会、
クリスマスイルミネーション、ウォーキング大会、新年会等

（４）防犯・防災活動を推進します

安全に安心して暮らせる地域と思えるまちづくりをします。

具体的な活動

- ①自主防災隊…防災訓練，消火器具の点検，町民への告知等
- ②消防団第四分団との連携…防災訓練時の巡回等
- ③防犯連絡員協議会みずき野支部…防犯パトロール
- ④取手警察署と連携した防犯活動
- ⑤班長防犯部の定期防犯パトロール

（５）生涯学習を推進します

個々人の能力を生かして，元気に暮らせる地域づくりを行います。

具体的な活動

- ①みずき会…サークル活動等

（６）コミュニティの場の活用を推進します

集会所，元気サロン，公民館，みずき野ひろば，芝生ひろば等の活用を推進します。

具体的な活動

- ①みずき野ひろば…食品・弁当等の物販
- ②芝生ひろば…夏祭り，健康フェスタ，ばたか体操，音楽会等，交流の場
- ③みずき野集会所前…朝市，七夕飾り，竹灯り(イルミネーション)等
- ④第一調整池(野球場)…ソフトボール大会，どんど焼き等

（７）子育て支援を推進します

通学の安全を確保し，地域で安心して子育てができる環境づくりを進め，地域ぐるみで子育てを支援します。

具体的な活動

- ①郷州小児童の登下校時の交通安全ボランティア活動(立哨)
- ②子ども会育成会…映画鑑賞会，歓送迎会
- ③学生プロジェクト…大学生による日曜寺子屋
- ④町内有志…夏休みミニ寺子屋(学習・絵画・書道等)

（８）生活環境の改善・整備や自然環境の体験・育成を推進します

自然環境を保全し，快適に過ごせるよう次世代へ継承するための活動を推進します。

具体的な活動

- ①ポケットの会…環境整備(花植え等)
- ②郷州里山の会…里山整備，ホタル観賞会，カブトムシ採り，イモ掘り会，お休み処(ウォーキング大会時)等

（９）情報を発信し共有します

広報委員会の取材・企画により広報誌「みずき野だより」を定期発行して（年４回），全戸に配布し，町内の活動状況の情報共有を図っています。また，ホームページからも情報を発信します。

第5章 施策の展開

基本目標 1 支え合い助け合う地域づくり

基本施策 1 地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

《方向性》

地域活動において、地域の人々を牽引するリーダーや各種ボランティア、福祉人材等の担い手となる人材を増やし、活動が継続発展していけるように支援します。また、地域の人々が活動に興味を持って参加できるような支援や活動団体と行政との連携、地域と学校との連携・協力等、協働による事業を進めます。

【基本施策 1 の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
市民活動に参加したいと思う市民の割合	%	45.2	50
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している60歳以上の市民の割合	%	40.6	45

①人材の確保・育成（1-1-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	協働のまちづくり担い手育成事業(市民大学)	共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。	市民協働推進課
2	ボランティアの確保・育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。	社会福祉協議会
3	ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	社会福祉協議会 市民協働推進課
4	介護支援ボランティアポイント制度	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	健幸長寿課
5	手話通訳者育成事業	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、守谷市聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催します。	社会福祉課
6	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します(人づくり 環境づくり)。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
7	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。	健幸長寿課
8	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会	市内において、3級指導士養成講習会を開催し、シルバーリハビリ体操指導士の人材を確保します。	健幸長寿課
9	ファミリーサポートセンター事業（サポーター育成）	サポーターの増員を図るため、サポーター育成講座（年2回実施予定）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座を実施します。	のびのび子育て課
10	もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク	地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動等を継続的に支援します。	生涯学習課

②福祉活動の環境づくりの推進（1-1-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	まちづくり協議会推進事業（人的支援）	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	市民協働推進課
2	まちづくり協議会推進事業（財政支援）	各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	市民協働推進課
3	まちづくり協議会推進事業（活動拠点の支援）	各地区の「まちづくり協議会」が活動するための拠点（事務所的な場所）を設け、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	市民協働推進課
4	もりや公益活動促進協会との連携	市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などに関する活動を行う「もりや公益活動促進協会」と連携し、市内の公益活動の発展を目指します。	市民協働推進課
5	介護支援ボランティアポイント制度（再掲）	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	健幸長寿課
6	空き家等活用コミュニティ推進事業助成	市内の自治会、町内会その他の団体が空き家等を借り上げてコミュニティサロンを開設する空き家等活用コミュニティ推進事業に対し、助成を行います。	市民協働推進課
7	地域活動のための施設等使用料金助成	住民組織が身近で気軽に集まることのできる場所を確保するため、施設等を使用する経費に対し、助成を行います。	市民協働推進課

③協働による活動の促進（1-1-3）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	まちづくり協議会推進事業	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	市民協働推進課
2	ボランティア活動の支援（再掲）	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	社会福祉協議会 市民協働推進課
3	地域活動団体広報誌発行	各地区の「まちづくり協議会」の活動内容の周知と活動の輪を広げるため、各協議会が任意で広報誌を発行しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。	市民協働推進課

基本施策2 支え合い活動の推進

《方向性》

必要な時に見守りや助け合いが行われるよう、地域内での交流のきっかけづくりや支え合い活動を推進します。また、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の各分野から見える課題、地域から見える課題やニーズに対応するため、まちづくり協議会をはじめとする多様な主体間をつなぐネットワークづくりに取り組みます。

【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	%	52.0	60
日頃から地域（隣近所含む）のひとり暮らしの高齢者等の見守り活動に取り組んでいる市民の割合	%	35.3	40

①支え合い活動の推進・支援（1-2-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	生活支援体制整備事業*（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有の話し合いの場の設置）	日常生活圏域*（6圏域）ごとに設立されているまちづくり協議会地域福祉部会（仮称）を基盤として各地区における高齢者に関する情報共有や支え合いの活動などの取組が推進できるようにします。	健幸長寿課 （地域包括支援センター） 社会福祉協議会

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
2	生活支援コーディネーターの配置	守谷市における生活支援コーディネーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し、6地区の地域性や地域資源を把握した上で、地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。 本計画期間中は、主に地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。	健幸長寿課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会
3	茨城型地域包括ケアシステム*を活用した支援(単独の制度では対応できないケース支援)	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4	ファミリーサポートセンター事業	市が設置するもりやファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人(利用会員)と、育児の援助を行いたい人(サポーター会員)との相互援助活動(子どもの預かりや送迎など)に関する連絡・調整を実施しています。	のびのび子育て課
5	ほほえみサービス	高齢者や身体の不自由な人、産前産後の人の日常生活上の負担を少しでも軽くするために、“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有償福祉サービスを実施しています。	社会福祉協議会 (在宅福祉サービスセンター)
6	民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	社会福祉課
7	まちづくり協議会推進事業(再掲)	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	市民協働推進課

②ネットワークの構築(1-2-2)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	まちづくり協議会推進事業(再掲)	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	市民協働推進課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
2	成年後見制度*地域連携ネットワークの構築	相談対応, 後見人受任者調整, 家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護*に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。	社会福祉課 健幸長寿課
3	医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化	取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し, 顔の見える関係づくりを図ります。	健幸長寿課
4	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会*	要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議, 広報・啓発活動を行います。	のびのび子育て課
5	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク*」を活用し, 徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで, 高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き, 広報紙等による「守谷市みまもりシール*」についての周知を徹底するとともに, 介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い, 事業への登録を促進します。	健幸長寿課
6	自治会・町内会まるごとミーティング	市内 158 自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を新しい日常に配慮しながら開催し, 自治会・町内会の活動を促進します。	市民協働推進課



基本目標 2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本施策 1 健康寿命の延伸と介護予防の推進

《方向性》

健康寿命を延伸し生涯において自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、各種健診・検診の充実、相談体制の充実による疾病の早期発見・早期治療を目指すとともに、全ての市民が主体的に食生活、身体活動、運動、喫煙等の健康づくりや介護予防に取り組めるよう市民の意識向上を図ります。

【基本施策 1 の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
心身共に健康だと感じている市民の割合	%	75.2	80
1年に1回健診を受けている市民の割合	%	76.7	80
介護予防に取り組んでいる60歳以上の市民の割合	%	68.7	75

①健康づくり活動や介護予防の支援（2-1-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	認知症の発症予防	高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、認知症発症のリスクが高くなるため、生活習慣病の予防が必要な人への指導を強化していきます。運動の習慣は、認知機能を向上させ、認知症のリスクを低下させるため、効果的な運動について普及していきます。	健幸長寿課 保健センター
2	介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。	健幸長寿課
3	介護予防普及啓発事業	市民に、幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等を開催します。また、介護予防の普及啓発に資する運動、高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養、口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催等による介護予防を推進します。6地区の地域特性を踏まえたフレイル*予防教室を展開します。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
4	地域介護予防活動支援事業(再掲)	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します(人づくり 環境づくり)。	健幸長寿課
5	地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議*やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に強化します。	健幸長寿課
6	重症化予防	重症な循環器疾患を発症するリスクが高い医療未受診者に対し、受療行動を促進する保健指導を実施し、疾病の重症化を予防します。	保健センター 国保年金課
7	食生活改善推進事業	市民が健康づくりに関する食についての知識を身に付けるために、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して食育推進活動を実施します。	保健センター
8	こころの健康に関する理解促進・啓発活動の実施	市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。	保健センター
9	シルバーリハビリ体操(パタカ)推進事業	シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操(パタカ)の普及に努めます。	健幸長寿課
10	生きがい活動支援通所事業(げんき館)	虚弱と認められた高齢者に対し、げんき館やミ・ナーデげんき館通所による高齢者同士の交流、日常生活動作訓練、趣味活動等の各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図ります。	健幸長寿課 (社会福祉協議会)
11	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の特性に応じ、疾病予防事業、保健事業及び介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。	国保年金課 健幸長寿課 保健センター

②健診・検診・相談の充実(2-1-2)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	健康診査(特定健康診査、後期高齢者医療健康診査)の実施	生活習慣病の予防や重症化予防に向けて健診の受診率向上に努めます。	国保年金課 保健センター
2	健診結果相談会等フォロー事業	各健康診査後の保健指導を保健師・栄養士が行い、生活習慣病予防のための生活習慣の見直しや医療機関に受診を促すことで、重症化を予防します。	保健センター
3	乳幼児健診	3~4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的実施しています。その際には、発育・発達のチェック、子育て相談などを行っています。	保健センター

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
4	育児健康フォロー事業	3～4か月児, 1歳6か月児, 3歳5か月児の定期健診において, 発育・発達の経過を確認することで, すこやかな発達を支援し, 保護者の不安の軽減や早期療育につなげていきます。	保健センター
5	がん検診の実施	各種がん検診を行い疾病の早期発見・早期治療に努めます。	保健センター
6	歯周疾患医療機関検診	口腔機能の維持・向上及び歯の喪失の防止のため, 40歳, 50歳, 60歳, 70歳の市民に対し, 歯周疾患検診を実施します。	保健センター
7	保健指導の実施	血圧・血糖値等が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し, 生活習慣病の重症化予防に努めます。	保健センター
8	健康教育の実施	生活習慣病の予防を目的とした教室の開催や出前講座を実施します。	保健センター
9	こころの健康相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか, 精神保健福祉士による電話, 面接, 訪問により, 「こころの健康相談」を実施します。	保健センター

③身体活動・運動の推進（2-1-3）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	ラジオ体操を活用した健康増進事業	運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実践し, 市民の自主的な健康増進につなげることを目的に, 「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において, CDラジオ, ラジオ体操CD, のぼり旗の貸出を行います。 ラジオ体操については, 参加者による多世代交流にもつながっています。	保健センター
2	生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに, 芸術祭, 地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	生涯学習課
3	シルバーリハビリ体操(パタカ)推進事業(再掲)	シルバーリハビリ体操指導士を養成し, シルバーリハビリ体操(パタカ)の普及に努めます。	健幸長寿課
4	スポーツイベントの開催	障がいの有無に関わらず, 多くの人々がスポーツに触れることができるよう, スポーツイベントを開催します。	生涯学習課



基本施策2 地域における生きがいつくりの推進

《方向性》

年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で活動の場を見つけることができるよう、生涯学習・生涯スポーツ、地域における交流活動の活性化を図り、一人ひとりの生きがいつくりを推進します。

また、働く意欲のある高齢者や障がい者の社会参加の機会を確保するため、多様な就労機会の提供や就労のための支援を行います。

【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
社会参加、交流をしている60歳以上の市民の割合	%	46.3	55
サロン参加者数(実人数)	人	830	1,300
文化活動やスポーツのために外出している障がい者の割合	%	14.6	20

① 高齢者・障がい者等の社会参加の促進（2-2-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	シニアクラブ活動	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりを行います。 さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	健幸長寿課
2	サロン活動	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。 高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	健幸長寿課
3	協働のまちづくり担い手育成事業(市民大学)(再掲)	共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。 高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。	市民協働推進課
4	介護支援ボランティアポイント制度(再掲)	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
5	高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター)	高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。 今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。	健幸長寿課 (シルバー人材センター)
6	生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供(再掲)	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	生涯学習課
7	もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク(再掲)	地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動等を継続的に支援します。	生涯学習課
8	ひとり暮らし高齢者交流事業	市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。	社会福祉協議会
9	高齢者世帯交流事業	市内在住で65歳以上の高齢者世帯を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。	社会福祉協議会
10	元気わくわくスポーツ大会	生きがい活動・健康づくり・体力の保持増進を図ることを目的として、ゲートボール、ペタンク、輪投げ、グラウンドゴルフを協議種目とするスポーツ大会を実施しています。	社会福祉協議会 健幸長寿課
11	障がい者の就労のための訓練の実施	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。	社会福祉課
12	障がい者の就労定着支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	社会福祉課
13	就職面接会情報の提供	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。	社会福祉課
14	福祉的就労の場の確保	福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。	社会福祉課
15	障がい者雇用の理解促進	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。	社会福祉課
16	製品の展示・販売機会の確保	障がい者の工賃水準の引上げや製品の製作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作成した製品の展示・販売の機会を確保します。	社会福祉課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
17	買ってNet！バザール	近隣障がい児者団体・施設が参加して、入所・通所者などが作製した手作り品や野菜、食品などの販売、施設紹介や活動の紹介などを目的に、毎年7月、イオンタウン守谷を会場に福祉バザーを2日間開催しています。	社会福祉協議会
18	障がい者就労施設等からの調達の拡大	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大します。	社会福祉課
19	公民館、体育館の使用支援	文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。	生涯学習課
20	障がい者向けの図書収集	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集します。	中央図書館
21	障がい者の文化活動やスポーツについての情報提供	障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。	社会福祉課
22	スポーツイベントの開催(再掲)	障がいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	生涯学習課

②地域における多世代の活動支援（2-2-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	地域イベントの開催	各地区の「まちづくり協議会」では、任意で地域の絆づくり・多世代交流等のための地域イベントを開催しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。	市民協働推進課
2	地域子育て支援センター運営事業	市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等(広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等)を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。 地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。	のびのび子育て課
3	ラジオ体操を活用した健康増進事業(再掲)	運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実践し、市民の自主的な健康増進につなげることを目的に、「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において、CDラジオ、ラジオ体操CD、のぼり旗の貸出を行います。 ラジオ体操については、参加者による多世代交流にもつながっています。	保健センター

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
4	通学時の見守りボランティア	自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。	学校教育課

基本施策3 市民の活動支援

《方向性》

外出を伴う移動や意思疎通・コミュニケーションにおいて支援が必要な人の活動機会を保障することにより、社会参加がしやすい環境づくりを行うとともに、地域福祉を担う各種団体の活動を支援し、市民一人ひとりの仲間づくり、社会貢献、生きがいづくりにつながる活動を促進します。

【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	%	60.5	65
市民活動の情報提供窓口として、市民活動支援センター、ボランティア協会を知っている市民の割合	%	37.3	45

①活動団体への支援（2-3-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	まちづくり協議会推進事業(人的支援)(再掲)	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	市民協働推進課
2	まちづくり協議会推進事業(財政支援)(再掲)	各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	市民協働推進課
3	高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター)(再掲)	高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。 今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。	健幸長寿課 (シルバー人材センター)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
4	シニアクラブ活動(再掲)	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。 さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	健幸長寿課
5	サロン活動(再掲)	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。 高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	健幸長寿課

②外出支援・コミュニケーション支援（2-3-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	同行援護事業	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。	社会福祉課
2	移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。	社会福祉課
3	意思疎通の支援	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	社会福祉課
4	スロープ付福祉車両の貸出	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	社会福祉協議会
5	コミュニティバスの無料化(障がい者)	引き続き、障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス(もりやコミュニティバス)の運賃を無料にします。	都市計画課
6	デマンド乗合交通	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画(平成30年7月策定)に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。 この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所(自宅等)へ迎えに行き、指定する場所(公共施設、医療機関、店舗等)まで運行するものとなっています。	都市計画課
7	福祉タクシー券交付事業	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。	社会福祉課

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 保健福祉サービスの充実

《方向性》

高齢者，子育て世帯，子ども，障がいのある人等，支援が必要な人たちの一人ひとりの課題に対応するため，介護予防，認知症対策，保育所待機児童対策，障がい者（児）支援，生活困窮者の自立支援等について，関連分野の各種計画との整合性を図りながら取り組みます。

【基本施策1の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
自立高齢者の割合	%	87.6	88
障がい福祉サービスを利用している障がい者の割合（サービスを利用する必要がない人は対象外）	%	62.4	65
安心して子育てができるまちだと思える子育て世帯の割合	%	88.6	90

① 高齢者支援の推進（3-1-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）	ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために，24時間365日の健康相談に応じる緊急通報システムを設置します。	健幸長寿課
2	軽度生活援助事業	掃除，洗濯等の日常生活上の援助が必要な，ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い，高齢者の自立と生活の質を確保します。	健幸長寿課
3	愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）	ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人，日常の生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け，安否確認を行います。	健幸長寿課
4	食の自立支援事業（地域自立生活支援事業）	調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに，安否確認を行います。	健幸長寿課
5	生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより，生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い，要介護状態等への進行を予防します。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
6	デマンド乗合交通(再掲)	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画(平成30年7月策定)に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。 この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所(自宅等)へ迎えに行き、指定する場所(公共施設、医療機関、店舗等)まで運行するものとなっています。	都市計画課
7	福祉タクシー券交付事業	70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	社会福祉課
8	地域ケア会議*の実施	地域包括支援センター*が中心となって定例の地域ケア個別会議を開催します。 民生委員・児童委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題の解決に向けた協議を行うほか、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。	健幸長寿課 (地域包括支援センター)
9	茨城型地域包括ケアシステム*を活用した支援(単独の制度では対応できないケース支援)(再掲)	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
10	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業(再掲)	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク*」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール*」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	健幸長寿課
11	認知症初期集中支援推進事業	かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。 軽度認知障害(MCI)や若年性認知症の人の把握と早期対応について、医学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。 認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが認知症の専門医療や介護サービスにつながない認知症の人を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように支援します。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
12	認知症地域支援・ケア向上事業	地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討します。 地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。 地域において認知症の人とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。 認知症患者のニーズを把握し、支援ネットワークについて検討します。	健幸長寿課
13	認知症高齢者の家族のつどい	認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。	健幸長寿課
14	寝たきり高齢者紙おむつ支給事業	高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。	健幸長寿課
15	在宅医療と在宅介護の連携強化	取手市医師会管内(取手市・守谷市・利根町)の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築します。 地域の医療・介護の資源を「見える化」することにより資源の有効活用を推進するほか、在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入について検討を行います。 また在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの機能強化を図るとともに、市内医療機関及び介護事業所との連携会議を開催します。	健幸長寿課
16	ふれあい電話訪問事業	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の皆さんが、孤独感や不安感等の解消を図れるよう電話相談員による「ふれあい電話訪問事業(無料)」を実施しています。	社会福祉協議会
17	障がい福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続	障がいのある人が65歳以上になった時に介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう、関係者間での情報共有を行うことで一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。	社会福祉課 介護福祉課

②障がい者支援の推進(3-1-2)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	市広報紙等の音訳化	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	中央図書館

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
2	ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	秘書課
3	茨城型地域包括ケアシステム*を活用した支援(単独の制度では対応できないケース支援)(再掲)	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4	守谷市障がい者福祉センター	指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス(特定相談支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型)及び障がい児通所支援(放課後等デイサービス)を行います。	社会福祉課
5	障がい児通所支援(こども療育教室通園指導事業)	個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。	社会福祉課
6	意思疎通の支援(再掲)	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	社会福祉課
7	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	社会福祉課
8	スロープ付福祉車両の貸出(再掲)	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	社会福祉協議会
9	意思疎通における合理的配慮の提供	市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。	社会福祉課
10	障がい者地域生活支援事業	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。	社会福祉課
11	グループホームの整備推進	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。	社会福祉課
12	施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、十分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。	社会福祉課
13	コミュニティバスの無料化(障がい者)(再掲)	引き続き、障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス(もりやコミュニティバス)の運賃を無料にします。	都市計画課
14	低床バスによる運行	引き続き、市が運行するモコバス(もりやコミュニティバス)について、障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、低床バスにより運行します。	都市計画課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
15	デマンド乗合交通(再掲)	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画(平成30年7月策定)に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。 この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所(自宅等)へ迎えに行き、指定する場所(公共施設、医療機関、店舗等)まで運行するものとなっています。	都市計画課
16	福祉タクシー券交付事業(再掲)	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。	社会福祉課

③子ども・子育て支援の推進(3-1-3)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健センターの保健師等、又は母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。	保健センター
2	母親学級・両親学級事業	保健センターにおいて、妊娠中の過ごし方、出産に当たっての心構えや産後の育児方法、沐浴の方法などを学びます。	保健センター
3	子育て世代包括支援事業	妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。	のびのび子育て課
4	産後ケアの充実	出産後に家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を特に必要とする家庭に対して、母子への心身のケアや育児のサポート等を引き続き実施するとともに、産後2週間、1か月の早い時期から産婦健康診査の費用助成を行います。	保健センター
5	ファミリーサポートセンター事業(再掲)	市が設置するもりやファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人(利用会員)と、育児の援助を行いたい人(サポーター会員)との相互援助活動(子どもの預かりや送迎など)に関する連絡・調整を実施しています。	のびのび子育て課
6	地域子育て支援センター運営事業(再掲)	市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等(広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等)を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。 地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。	のびのび子育て課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
7	病児・病後児保育事業	病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態の児童について、保護者が働いている等の理由により、家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育をしています。	すくすく保育課
8	待機児童解消に向けた対策(認証保育園委託事業)	認可保育所へ入所できなかった児童の保育を、認証保育園(市認定の認可外保育所)へ委託し、預かり場所を確保することで、実質的な待機児童の解消を図ります。	すくすく保育課
9	待機児童解消に向けた対策(保育人材確保事業)	市内事業者が保育等の人材を確保することができるよう、市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所*、認定こども園*、幼稚園の事業所紹介及び面接の機会を設けます。また、新規採用された保育士に対して、就労助成金を交付します。	すくすく保育課
10	障がい児通所支援(こども療育教室通園指導事業)(再掲)	個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。	社会福祉課
11	障がい児通所支援(放課後等デイサービス事業)	守谷市障がい者福祉センターにおいて、市内在住の障がいのある児童に対して、障がい児通所支援(放課後等デイサービス)を提供します。	社会福祉課
12	障がい児保育の充実	保育所等に看護師等の配置を行うことにより、医療的ケア児及び発達に心配のあるお子さんを受け入れられるよう体制整備に努めます。	すくすく保育課
13	親子ふれあい交流事業	ひとり親家庭の親子を対象に、守谷市食生活改善推進員の協力を得て、親子クッキングを開催しています。また、3月下旬には親子一日ふれあい遠足を実施しています。	社会福祉協議会
14	子ども食堂の開設・運営支援	子どもの孤食や貧困問題を踏まえ、一部のまちづくり協議会では、食事と遊び等を通して、様々な世代の人と交流する居場所づくりを行っています。今後、子ども食堂が市内全域に広がるように、各地区の「まちづくり協議会」の活動を継続して支援していきます。	市民協働推進課 のびのび子育て課
15	放課後子ども総合プラン	「放課後子ども教室事業(子ども教室)」及び「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進しています。	生涯学習課
16	小学校サタデー学習支援教室	小学4～6年生までの児童で、当該児童及びその保護者が学習支援教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習支援が必要な児童の個別指導を実施しています(新型コロナウイルス感染対策のため令和4年1月現在休止中)。(学習場所:守谷中学校)	教育指導課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
17	スクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課内に、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行います。	教育指導課
18	保幼小中高一貫教育推進事業	保幼小中高の切れ目のない連携による、授業や行事等の交流を図ります。	教育指導課
19	総合教育支援センター事業(不登校、いじめ、発達障がい等)	不登校やいじめなどで配慮の必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。 また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	教育指導課

④生活困窮者への支援（3-1-4）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。	社会福祉課
2	住居確保給付金事業	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、若しくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合で、一定の要件を満たした場合において、市が定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は3回まで最大12か月間)支給します。	社会福祉課
3	就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。	社会福祉課
4	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生をサポートします。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
5	生活福祉資金貸付	市社協が窓口となり、低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の人々の経済的自立と安定した生活を送れるよう資金の貸付を行います。貸付には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。	社会福祉協議会
6	小口資金貸付	守谷市に居住する低所得者で、緊急かつ一時的に資金を必要とする人に対して短期無利子の貸付を行っています。	社会福祉協議会

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
7	フードバンク	フードバンク茨城と連携し、賞味期限などにより不 用となる食料品(消費期限の2か月以上前のもの) について寄付の受け入れを行い、社会的支援を必 要とする人や子ども食堂などを運営するボランティ ア団体、福祉施設に食糧品を提供しています。	社会福祉協議会

基本施策2 保健福祉サービスの利用支援

《方向性》

多岐にわたる福祉サービスを必要な人に確実に提供するため、福祉サービスやその手続方法等について、特に高齢者や障がい者等の情報資源に満足にアクセスできない人たちの情報提供にも配慮しながら、情報発信や相談体制の充実に努めます。

【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
高齢者の総合相談対応件数	件	2,400	2,550
障がい福祉サービスの利用の仕方が分からない障がい者の割合	%	12.5	10
子育てに悩みや不安を抱えている保護者の割合	%	50.0	40

①相談体制の充実(3-2-1)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	地域包括支援センター* による総合相談	介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、市民の相談しやすい環境づくりに努めます。 また、自ら相談機関を活用していなかったことなどから十分な支援が届いていないケースや、複雑化・複合化した課題を抱えているため、支援につながりにくいケース等に関しては、アウトリーチの手法により積極的に働きかけを行い、長期にわたる継続的な支援、いわゆる伴走型の支援を実施します。	健幸長寿課 (地域包括支援センター)
2	茨城型地域包括ケアシステム*を活用した支援(単独の制度では対応できないケース支援)(再掲)	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
3	福祉相談案内窓口の設置	福祉相談案内窓口を設置することで、相談窓口が分からない人に対する案内や単独の所管課だけでは対応が難しい相談に対する複数の所管課呼び出しを行い、相談支援の充実を図ります。	社会福祉課
4	子育て世代包括支援事業(再掲)	妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。	のびのび子育て課
5	家庭児童相談事業	0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。	のびのび子育て課
6	障がい福祉サービス利用に係る相談体制の整備	障がい福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分な評価・分析(アセスメント)を実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、相談支援専門員の意見交換の場として設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相談員の資質向上に取り組みます。	社会福祉課
7	身体・知的障がい者相談員による支援	当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。	社会福祉課
8	民生委員・児童委員による支援(再掲)	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	社会福祉課
9	乳幼児健診(再掲)	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的実施しています。その際には、発育・発達のチェック、子育て相談などを行っています。	保健センター
10	総合教育支援センター事業(不登校、いじめ、発達障がい等)(再掲)	不登校やいじめなどで配慮が必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。 また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	教育指導課
11	こころの健康相談窓口の充実(再掲)	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	保健センター

②情報発信の充実（3-2-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	「障がい」「障がい者」に関する啓発活動	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	社会福祉課
2	「メールもりや*」・「Morinfo(もりんふお)*」による情報発信	各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「メールもりや」・「Morinfo(もりんふお)」を運営します。	秘書課 デジタル戦略課
3	市広報紙等の音訳化(再掲)	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	中央図書館
4	ウェブアクセシビリティの向上(再掲)	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人と同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	秘書課
5	もりや子育てナビによる情報配信	「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な不可欠な情報をモバイルで提供します。	のびのび子育て課
6	介護保険・高齢者福祉のガイドブックの作成	「介護保険・高齢者福祉のガイドブック」を配布し、高齢者に対する支援制度や介護保険制度の周知を図ります。	介護福祉課 健幸長寿課
7	障がい者福祉のしおりの作成	「障がい者福祉のしおり」を配布し、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを周知します。	社会福祉課
8	もりや子育てトライアングルブックの作成	「もりや子育てトライアングルブック」を配布し、子育てについての行政情報や、遊び場、病院ガイドなどの子育て支援情報を周知します。	のびのび子育て課



基本施策3 安全・安心な生活環境づくりの推進

《方向性》

年齢や障がいの有無に関わらず、全ての市民が安全で安心して生活できるよう、地域防災の強化や防犯対策、交通安全対策、新型コロナウイルス等感染症予防に取り組み、健康で安全な生活環境の確保に努めます。

また、災害時において新型コロナウイルス等の感染症に対応できるよう、新たな避難方法や避難所運営に取り組みます。

【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	%	81.9	85
災害時に、近所に助けが必要な人がいることを知っている市民の割合	%	20.4	25
自主防災組織の活動カバー率	%	75.7	83

①防犯防災対策等の充実（3-3-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	パトロール活動の推進と防犯意識の高揚	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。	交通防災課
2	防犯連絡員の確保	都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。	交通防災課
3	交通事故防止対策の推進	高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。	交通防災課
4	自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実	災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。	交通防災課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
5	避難行動要支援者名簿*の整備と更新	災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。 また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。	社会福祉課
6	災害や防犯に係る情報の迅速な提供	「メールもりや*」、「Morinfo(もりんふお)*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。	交通防災課
7	福祉避難所*の設置	災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者や障がい者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 健幸長寿課
8	新型コロナウイルス感染予防に対応した避難所開設・運営	新型コロナウイルスに感染するおそれのある環境下において、守谷市に地震災害、風水害、事故災害が発生した場合の感染リスクを可能な限り低減するための避難所運営については、新型コロナウイルス影響下における避難所運営指針により対応します。	保健福祉部 交通防災課
9	新型コロナウイルス感染症等の対応	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。	保健センター

②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進（3-3-2）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	避難行動要支援者名簿の整備と更新(再掲)	災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。 また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。	社会福祉課
2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業(再掲)	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク*」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール*」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
3	見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施	宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の56事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています(令和2年度末現在)。協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。事業所に対する「守谷市みまもりシール*」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに、協力事業所の拡大を図ります。	健幸長寿課 市民協働推進課
4	通学補助員の配置	登校時の市立小学校の児童を交通事故から守り、安全に登校させ、また、児童の交通ルール、マナーの向上を図っています。小学校の通学路の交通危険箇所(交差点等)に通学補助員を配置し、交通誘導を行っています。	学校教育課
5	こども110番支援事業	犯罪や危険から子どもを守るため、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やします。	学校教育課
6	通学時の見守りボランティア(再掲)	自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。	学校教育課



基本施策4 権利擁護*の推進

《方向性》

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなくとも、権利や財産などが守られ、日常生活に支障が生じることのないよう、成年後見制度*を含めた権利擁護のために必要な支援体制の構築を推進します。

【基本施策4の取組を測る指標】

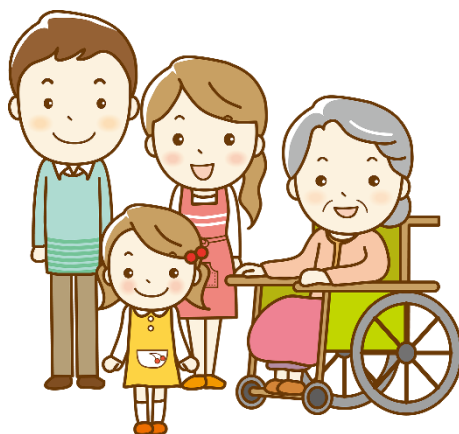
指標名	単位	現状値	目標値
		令和2年度	令和8年度
人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	%	72.2	75
成年後見制度を知っている市民の割合	%	52.1	60
配偶者などから受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力行為(DV)が人権侵害であると思ふ市民の割合	%	84.4	85

①権利擁護のための支援の充実（3-4-1）

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
1	成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては広報紙や講座・講演会・相談会等を通じて、また関係機関等にはポスターやチラシ等の配布・掲示及び講座等の開催を通じて制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。	社会福祉課 健幸長寿課
2	成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口(仮称:一次相談窓口)として市民やケアマネジャー、介護・障がいサービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。さらに、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関(仮称:二次相談窓口)の整備も検討します。	社会福祉課 健幸長寿課
3	成年後見制度の申立て支援	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行うとともに、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。	社会福祉課 健幸長寿課
4	成年後見制度地域連携ネットワークの構築(再掲)	相談対応、後見人受任者調整、家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。	社会福祉課 健幸長寿課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
5	日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいがある人などで判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理サービスなどを提供しています。	社会福祉協議会
6	高齢者の権利擁護*事業	地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。	健幸長寿課 (地域包括支援センター)
7	高齢者虐待への対応	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。	健幸長寿課 (地域包括支援センター)
8	「障がい」「障がい者」に関する啓発活動(再掲)	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	社会福祉課
9	障がい者虐待の防止に関する啓発	障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。	社会福祉課
10	障がい者虐待の早期発見・通報	障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センターに通報するよう周知します。	社会福祉課
11	障がい者虐待の未然防止と解決のための体制整備	警察や医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。また、福祉サービス事業所における虐待案件については速やかに茨城県に通報し、必要に応じて特別監査を実施します。	社会福祉課
12	児童虐待防止対策	子ども家庭総合支援拠点*体制のもと、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会*との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	のびのび子育て課
13	総合教育支援センター事業(不登校、いじめ、発達障がい等)(再掲)	不登校やいじめなどで配慮の必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	教育指導課
14	いじめ防止対策(いじめの未然防止、いじめの早期発見)	いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策組織を整備し、早期対応、早期解決に努めます。	教育指導課
15	インクルーシブ教育の実践	「合理的な配慮」の提供が必要とされるインクルーシブ教育システムが全中学校区に広がり、ユニバーサルデザイン*の考えを取り入れた授業づくりを実践します。	教育指導課

No.	事業名	事業内容説明	担当課等
16	家庭児童相談事業(再掲)	0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。	のびのび子育て課
17	消費者被害の防止	訪問販売業者等による高齢者の消費者トラブル・特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	健幸長寿課 (地域包括支援センター)
18	福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。	教育指導課



第6章 計画の推進のために

1 地域福祉の担い手と役割

地域福祉の推進に当たっては、全ての関係者がそれぞれの強みを発揮し、弱みを補完し合って、支え合いや助け合いに取り組むことが求められます。

(1) 地域へのお願い

- 地域の支え合いや助け合いの担い手として協力していきましょう。
- 地域の課題に関心を持って、身近なところから始めましょう。

※ 地域とは、各地区のまちづくり協議会（守谷地区、高野地区、大野地区、大井沢地区、北守谷地区、みずき野地区）、自治会・町内会等となり、活動内容により地域の範囲が変わります。

(2) 市民へのお願い

- 市民一人ひとりが向こう三軒両隣の絆を深めていきましょう。
- 自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどの地域活動へ参加してみましょう。

(3) 事業所等へのお願い

- 福祉サービス事業所では、地域福祉の拠点として、地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。
- 一般企業においても、企業ができる社会貢献活動に取り組みましょう。

(4) ボランティア団体、NPO法人等へのお願い

- 地域の支え合いや助け合いの担い手として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決を進めていきましょう。
- 市民が地域福祉活動に参加しやすいような受け皿を提供していきましょう。

※ ボランティア団体とは、自主的に社会貢献活動などに参加し、有償・無償に関わらず奉仕活動をする団体です。

※ NPO法人等とは、利益追求のためではなく、社会的な使命を目指して活動する組織や団体で、「特定非営利活動促進法」に基づいて設立された法人や一般社団法人（非営利型）などです。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられています。計画を推進する上では、地域の福祉活動への支援をはじめ、民間団体の先導的役割、さらには、地域活動への市民参加の関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

(6) 市の役割

市は、市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちを目指し、本計画の施策を総合的に推進し、地域福祉の向上に努めます。

また、地域、市民、事業所、各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等との連携・協力を図り、地域の活動を支援し、地域の福祉活動を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 守谷市地域福祉推進委員会

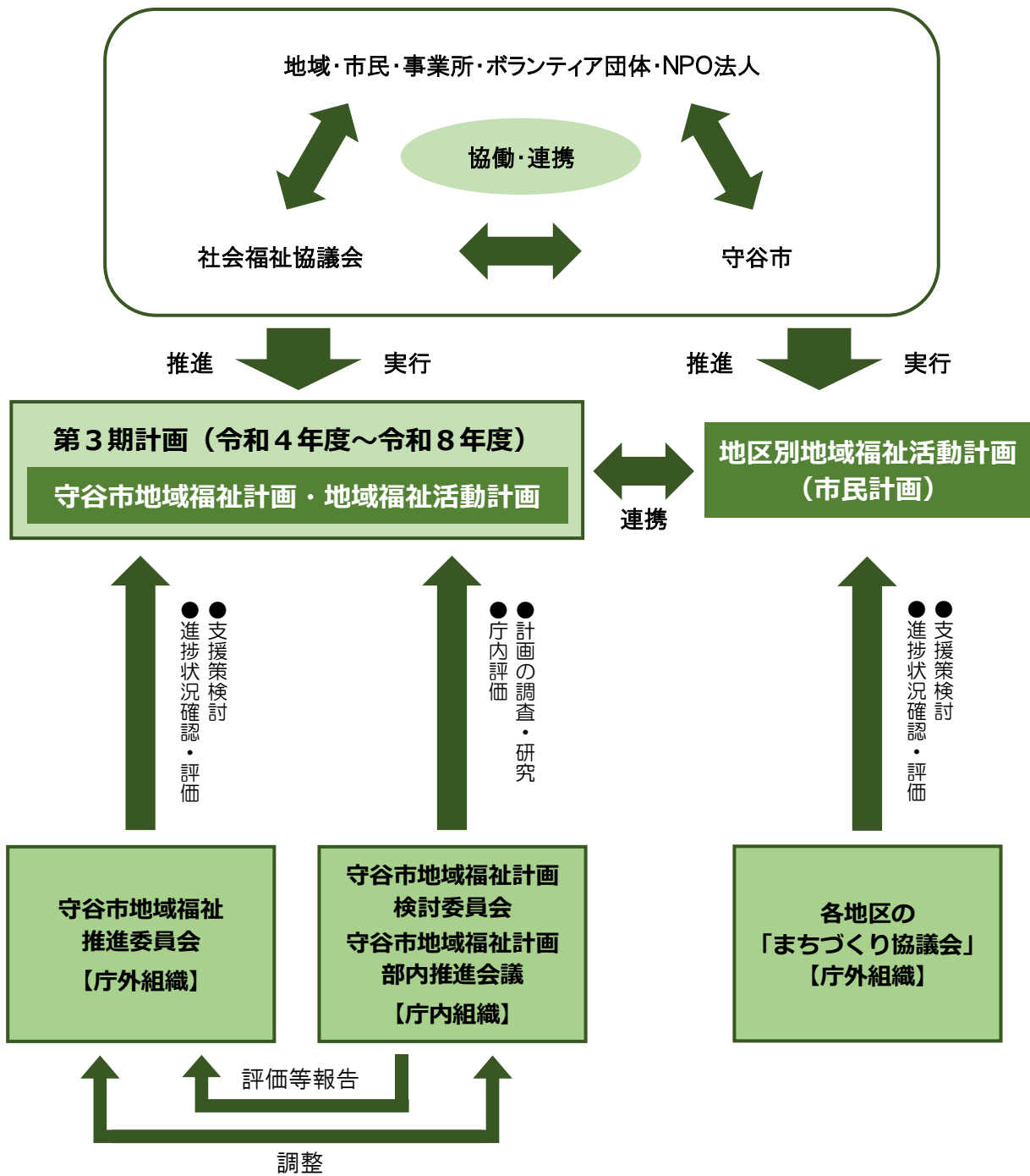
地域福祉を推進し地域力を高めるためには、計画に定められた方向性や取組を着実に実践していくことが求められます。「守谷市地域福祉推進委員会」では、計画の方向性や進捗状況を定期的に点検し、進行管理を行います。

今回の計画についても、総合的に管理する指標（取組を測る指標）を設定することとしました。その数値をもとに、年度ごとに事業を評価していきます。

(2) 守谷市地域福祉計画部内推進会議（保健福祉部）

地域福祉の施策は、高齢者支援、障がい者支援、子ども・子育て支援などの各分野と深く関連するものです。そのため、庁内での地域福祉に関連する情報を共有し、各分野における取組により効果的な運用を図るとともに、地域福祉計画の庁内評価、調査研究を行うため、「守谷市地域福祉計画部内推進会議」を開催しています。計画の評価、推進に当たっては、必要事項を調査検討し、守谷市地域福祉推進委員会に報告します。

【第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制と進行管理のイメージ図】



資料編

1 本市の特性

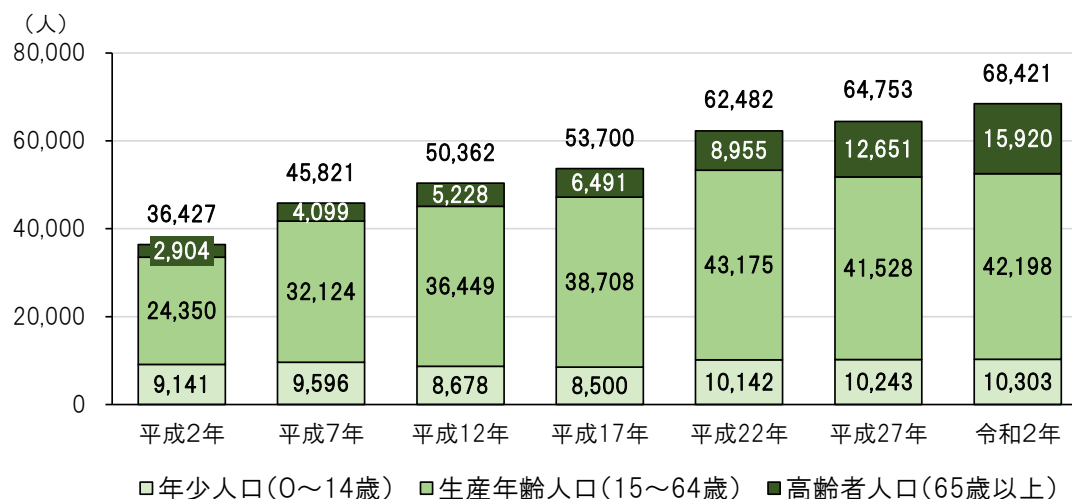
(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、平成2年10月1日現在の36,427人（世帯数：10,276世帯）から、平成17年にはつくばエクスプレスの開通もあり、令和2年10月1日現在では68,421人（世帯数：27,385世帯）と、人口、世帯数共に増加傾向にあります。

一方で、一世帯当たりの平均世帯人員については、平成2年時点で3.54人でしたが、令和2年10月1日現在では2.50人となっており、小世帯（核家族）化が進んでいます。

年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和2年10月1日現在の高齢化率は23.3%となっています。

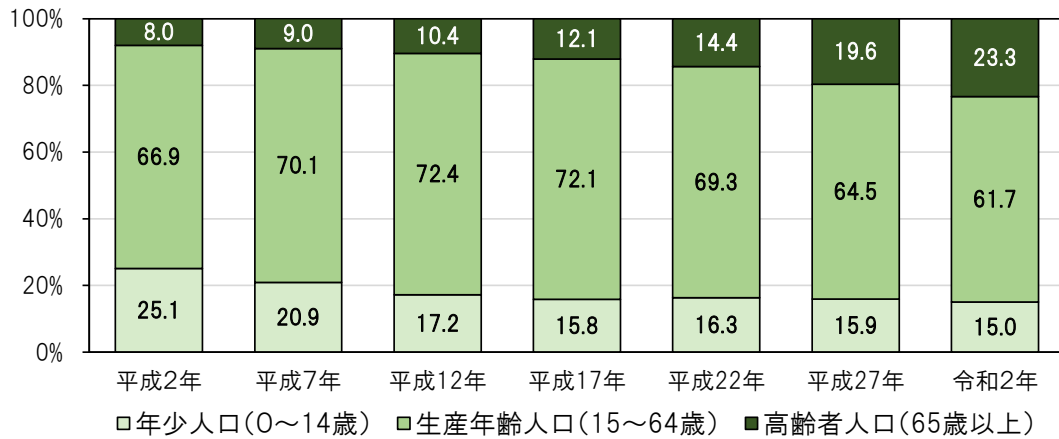
【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：常住人口調査(各年10月1日現在)

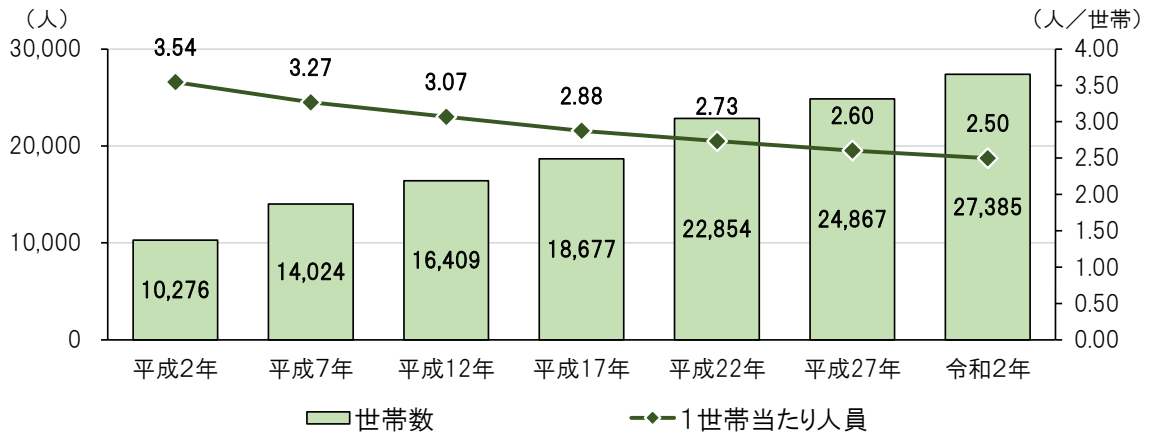
※総人口は、年齢不詳を含めているため、合計があわないことがあります。

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料:常住人口調査(各年10月1日現在)

【世帯数と一世帯当たり人員の推移】

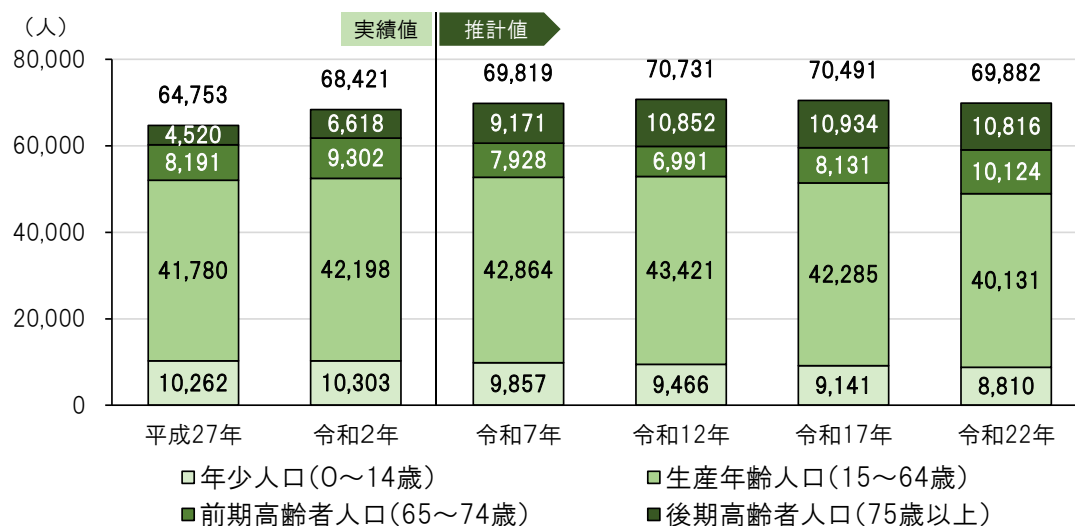


資料:常住人口調査(各年10月1日現在)

(2) 将来人口の推計

将来人口の推計は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき作成した「守谷市人口ビジョン」において、令和7年時点で69,819人を見込んでいます。今後も、人口は増加の見込みとなりますが、令和22年には生産年齢人口が減少し、高齢化率が30.0%と上昇する見込みとなっています。

【将来人口の推計】



資料：守谷市人口ビジョン

※常住人口に基づいた人口及び推計値になっています。

※増減率により推計しているため、年齢別人口の合計と総数が一致しない場合があります。

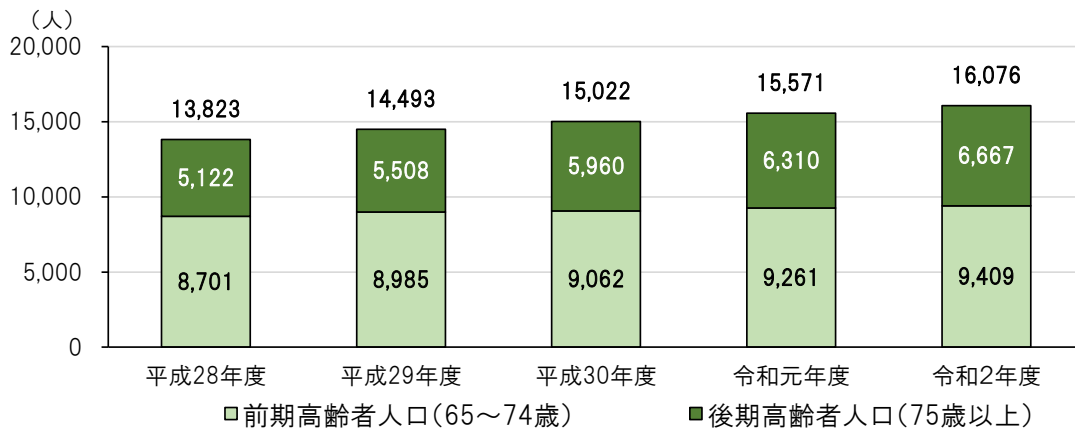
(3) 高齢者や障がい者等の状況

① 高齢者の状況

■ 高齢者人口の推移

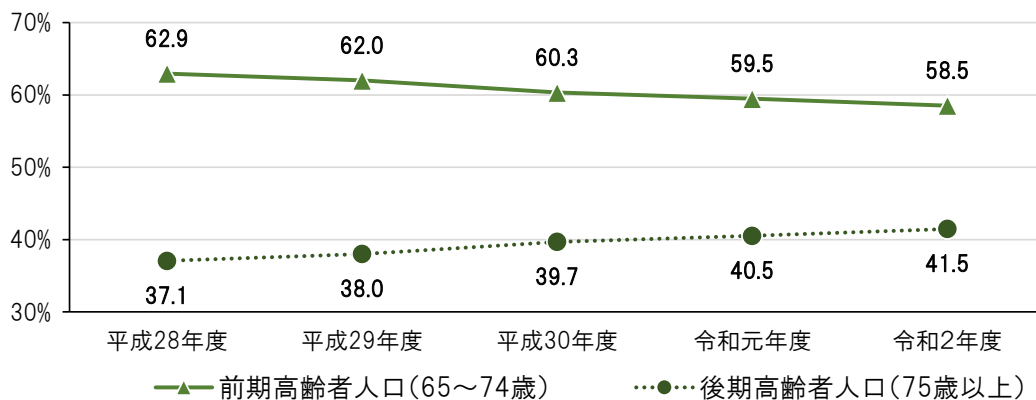
高齢者人口は、令和2年度末現在、前期高齢者は9,409人、後期高齢者は6,667人となっており、平成28年度と比較すると、前期高齢者は708人の増加、後期高齢者は1,545人の増加となっています。後期高齢者の方が前期高齢者に比べ増加幅が大きく、高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合をみると、年々増加傾向にあり、令和2年度末現在で41.5%となっています。

【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年度末現在)

【高齢者人口に占める前期高齢者人口と後期高齢者人口の割合の推移】

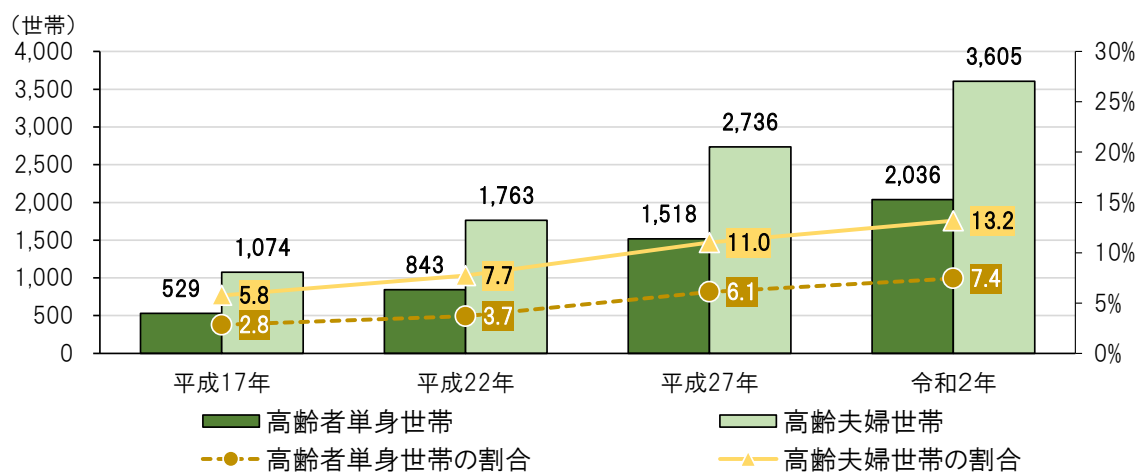


資料：住民基本台帳(各年度末現在)

■ 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は、令和2年10月1日現在、高齢者単身世帯は2,036世帯、高齢夫婦世帯は3,605世帯となっており、平成17年と比較すると、高齢者単身世帯は1,507世帯の増加、高齢夫婦世帯は2,531世帯の増加となっています。一般世帯に占める割合についても、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯共に増加傾向となっています。

【高齢者世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

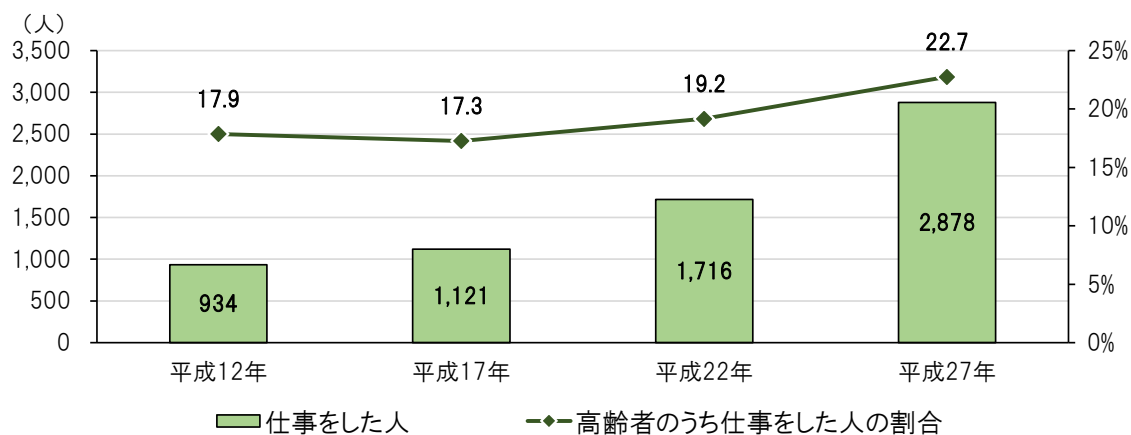
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいいます。

※高齢者単身世帯の割合、高齢夫婦世帯の割合は、一般世帯（施設の入所者や病院等の入院等は含まない）に占める割合を示しています。

■ 高齢者の就労状況の推移

高齢者のうち仕事をした人は、平成27年10月1日現在、2,878人となっており、平成12年と比較すると、1,944人の増加となっています。高齢者人口に占める仕事をした人の割合をみても増加傾向となっており、平成27年10月1日現在で22.7%となっています。

【高齢者の就労状況の推移】



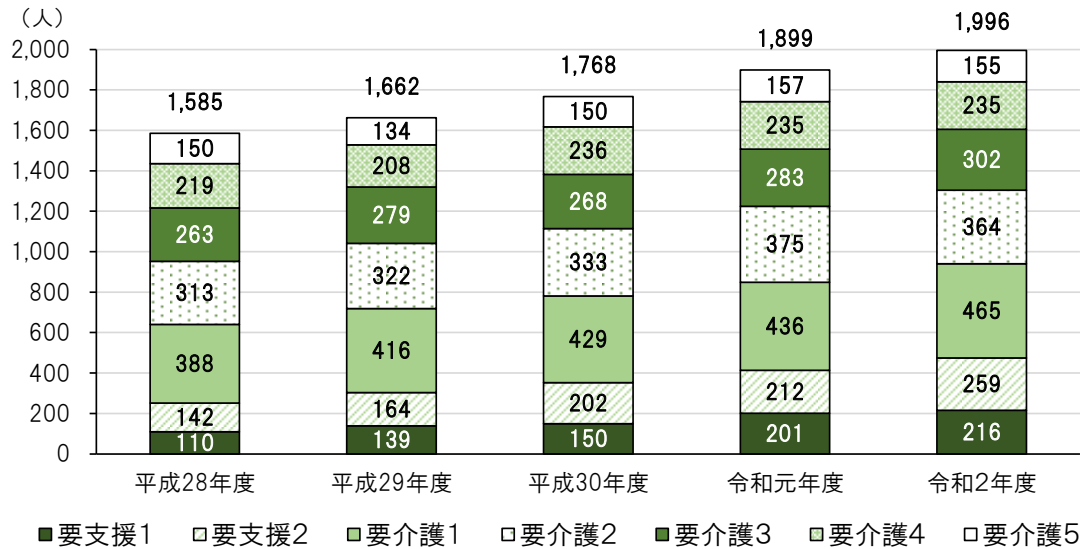
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 要支援・要介護認定者の状況

要支援1から要介護5までの要支援・要介護認定者数は、令和2年度末現在、1,996人となっています。介護保険制度開始後、どこの区分においても介護認定者数はおおむね増加傾向にあり、平成28年度と比較すると、要支援・要介護認定者数は411人増加しています。

また、後期高齢者が今後増加することが予想されることから、それに伴い要支援・要介護認定者も増加することが見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

②障がいのある人の状況

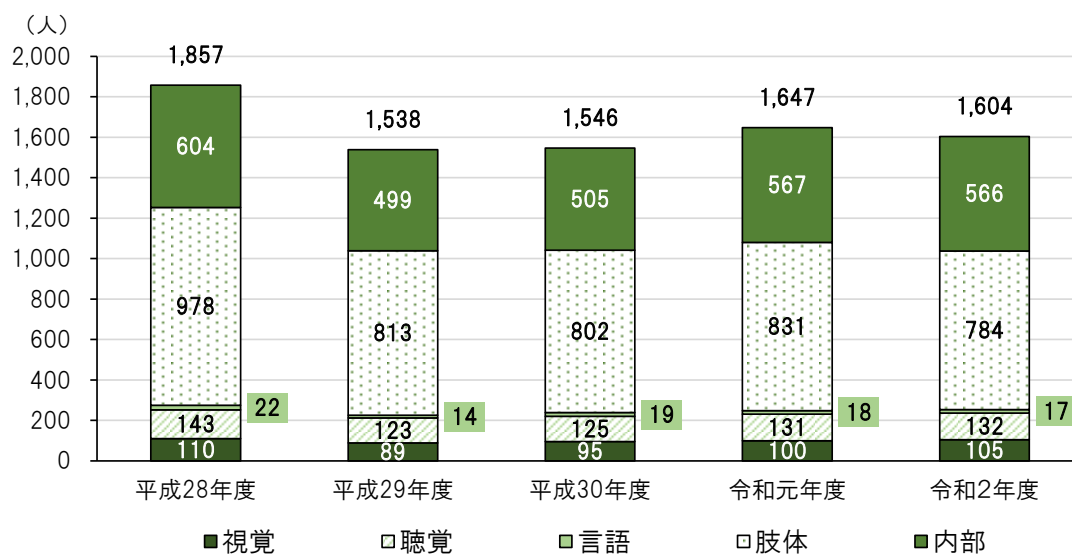
■身体障がい者手帳交付者の状況

身体障がい者手帳の交付件数は、令和2年度末現在、1,604人となっています。平成29年度以降はおおむね横ばいの状況となっています。

障がい区分別でみると、各年度で肢体障がいが多くなり、次いで内部障がいが多くなっています。

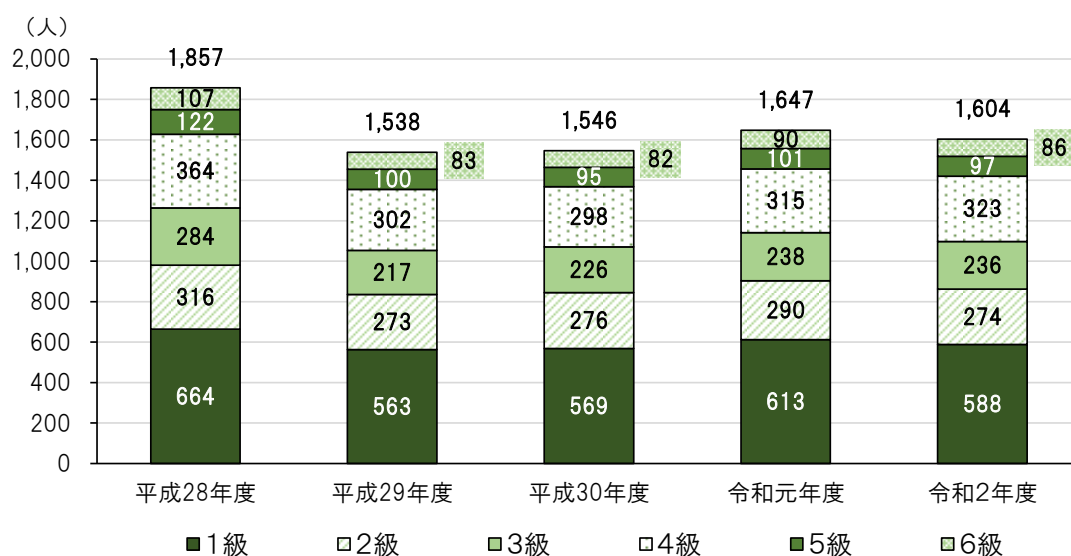
障がい等級別でみると、各年度で1級が多くなり、次いで4級が多くなっています。

【身体障がい者手帳交付者（障がい区分別）の推移】



資料：社会福祉課（各年度末現在）

【身体障がい者手帳交付者（障がい等級別）の推移】



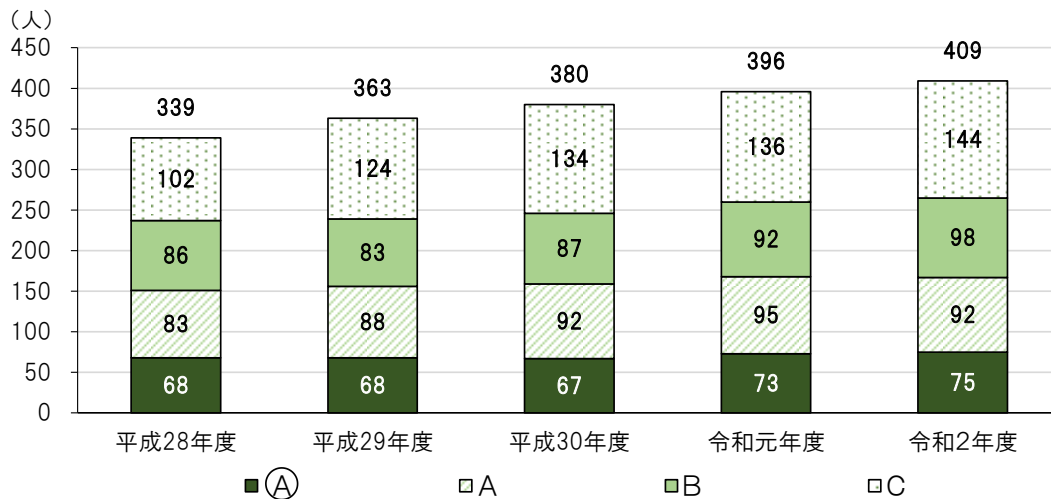
資料：社会福祉課（各年度末現在）

■療育手帳交付者の状況

療育手帳の交付件数は、令和2年度末現在、409人となっています。平成28年度と比較すると、70人の増加となっています。

障がい程度別で見ると、各年度でCが最も多くなっています。また、全ての障がい程度で増加傾向となっています。

【療育手帳交付者（障がい程度別）の推移】



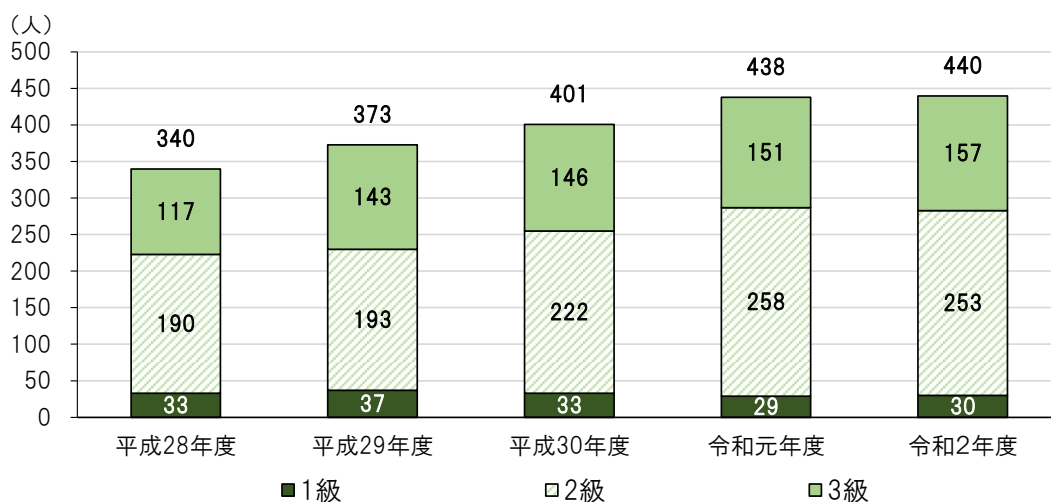
資料：社会福祉課（各年度末現在）

■精神障がい者保健福祉手帳交付者の状況

精神障がい者保健福祉手帳の交付件数は、令和2年度末現在、440人となっています。平成28年度と比較すると、100人の増加となっています。

障がい等級別で見ると、各年度で2級が最も多くなっています。

【精神障がい者保健福祉手帳交付者（障がい等級別）の推移】

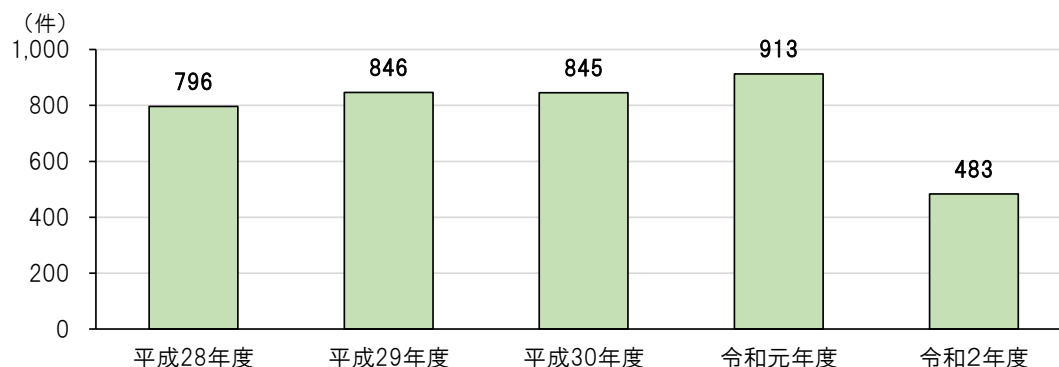


資料：社会福祉課（各年度末現在）

■ 自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数の状況

自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数は、令和2年度末現在、483件となっています。令和元年度までは増加傾向で推移していましたが、令和2年度においてはコロナ禍のため受給者証の認定期間が1年延長されたことから、更新申請件数が減少したことに伴い、令和元年度と比べ430件の減少となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数の推移】

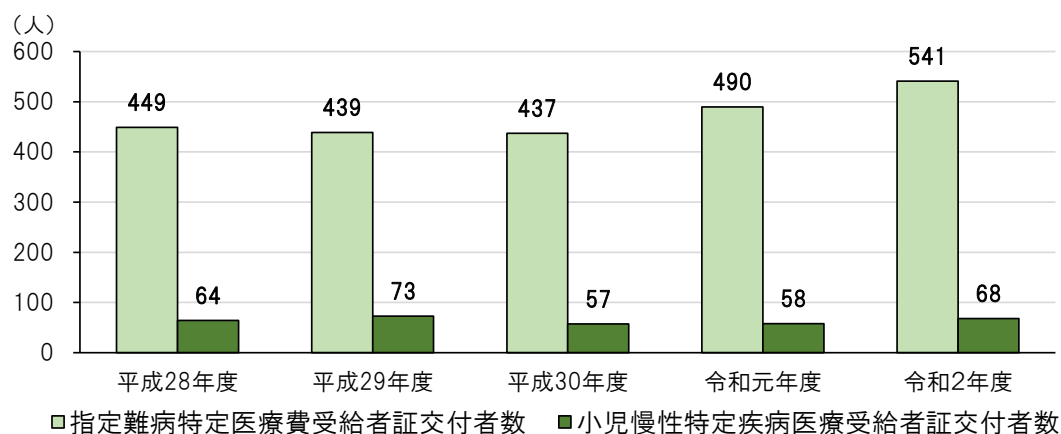


資料：社会福祉課(各年度末現在)

■ 難病患者の状況

難病患者の状況は、令和2年度末現在、指定難病特定医療費受給者証交付者は541人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は68人となっています。平成28年度以降の推移をみると、共に増減はあるものの、指定難病特定医療費受給者証交付者は増加傾向、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者はおおむね横ばいで推移しています。

【難病患者の推移】



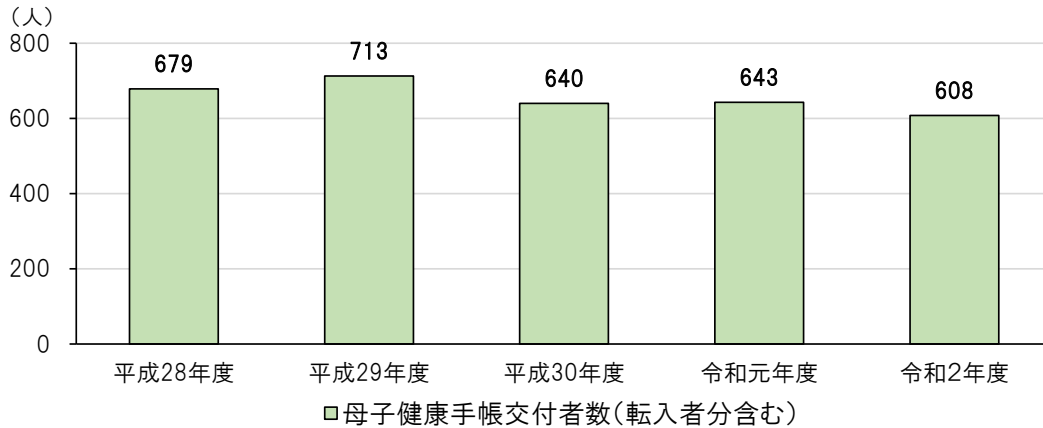
資料：社会福祉課(各年度末現在)

③子ども・子育て環境等の状況

■母子健康手帳交付者数の推移

母子健康手帳交付者数は、令和2年度末現在、608人となっています。平成28年度と比較すると、71人の減少となっています。平成28年度以降は、平成29年度の713人が最も高く、増減はあるものの微減傾向となっています。

【母子健康手帳交付者数の推移】

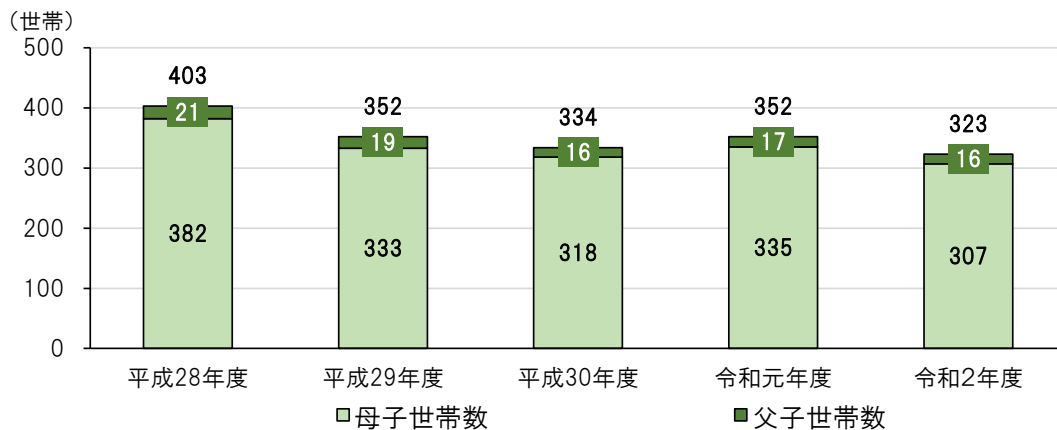


資料: のびのび子育て課(各年度末現在)

■ひとり親世帯数(児童扶養手当受給資格者の認定状況)の推移

ひとり親世帯数は、令和2年度末現在、母子世帯は307世帯、父子世帯は16世帯となっています。平成28年度以降、両世帯共に増減はあるものの減少傾向となっています。

【ひとり親世帯数の推移】



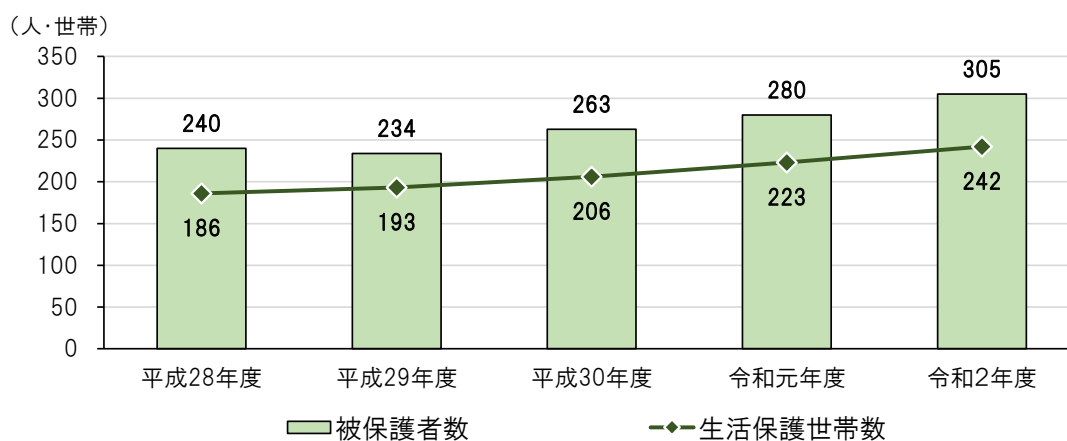
資料: のびのび子育て課(各年度末現在)

④生活保護の状況

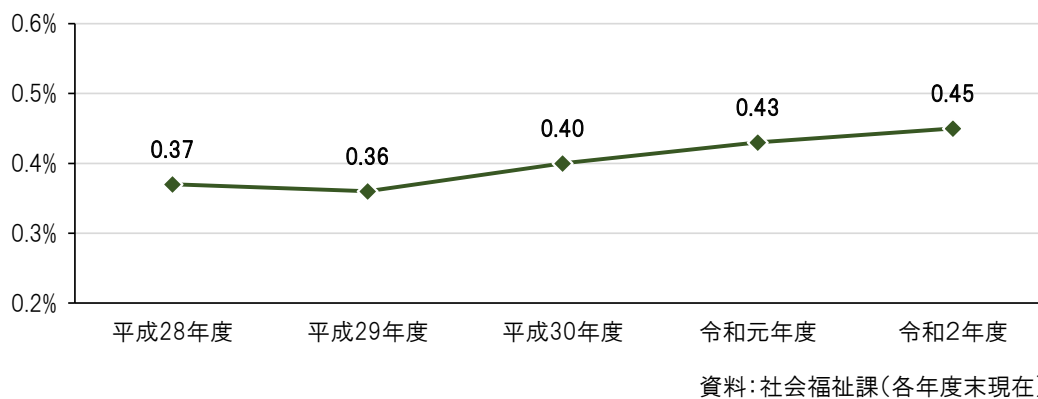
被保護者数及び生活保護世帯数は、平成28年度以降いずれもおおむね増加傾向にあり、令和2年度末現在、被保護者数が305人、生活保護世帯数が242世帯となっています。生活保護率についても同様におおむね増加傾向にあり、令和2年度末現在、0.45%となっています。

また、生活保護世帯の内訳をみると、各年度で65歳以上の世帯が最も多く、次いで傷病・障がい者世帯が多くなっています。

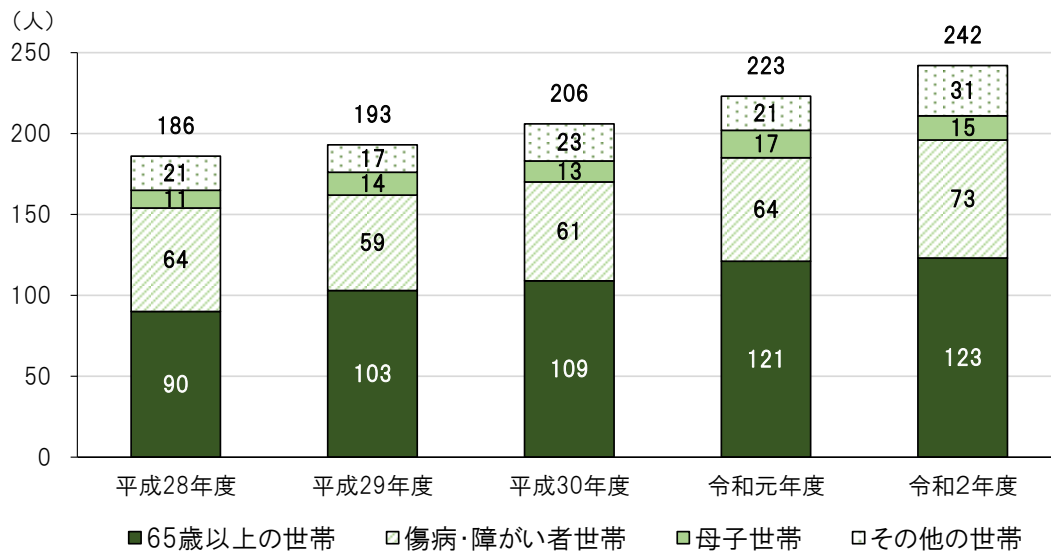
【被保護者数及び生活保護世帯数の推移】



【生活保護率の推移】



【生活保護世帯の推移】



資料：社会福祉課(各年度末現在)

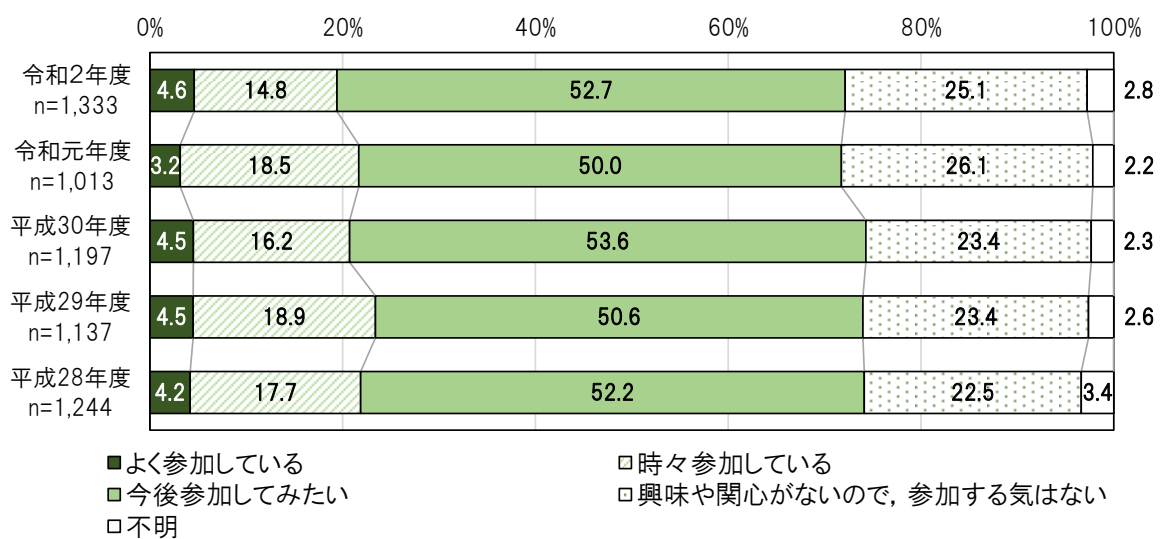
(4) 地域活動への参加の状況等

■この1年間に地域福祉活動（手助けしたり，助け合う取組）に参加した市民の割合の推移

地域福祉活動への参加状況について，令和2年度の参加している人（「よく参加している」と「時々参加している」の合計）の割合をみると，19.4%と平成28年度以降で最も低くなっていますが，コロナ禍により外出を控えたことが要因として考えられます。

また，「今後参加してみたい」の割合をみると，各年度で5割以上となっています。

【地域福祉活動への参加状況】

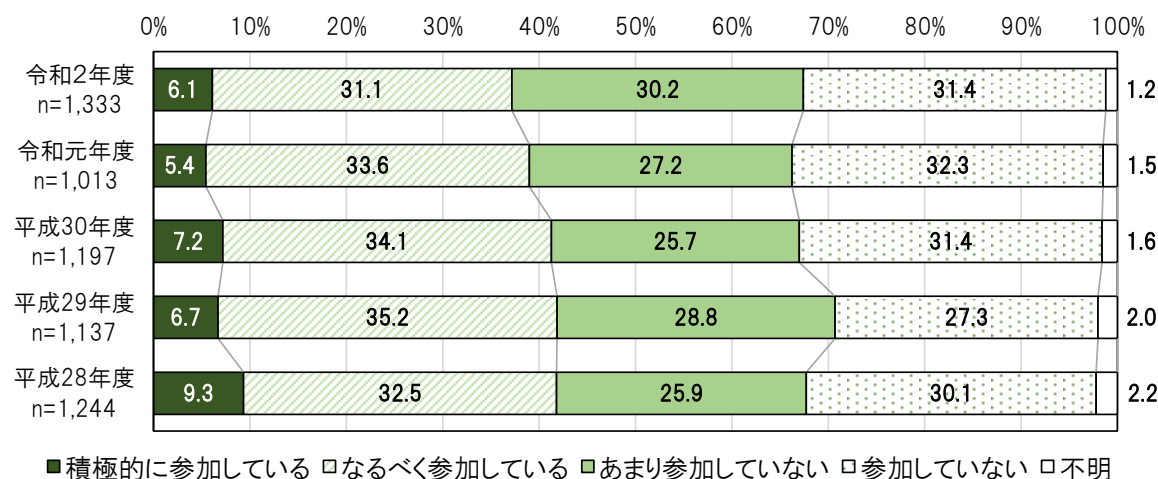


資料：守谷市まちづくりアンケート(各年度1月に実施)

■この1年間に自治会活動や地域のコミュニティ活動に参加した市民の割合の推移

自治会活動や地域のコミュニティ活動への参加状況について、令和2年度の参加している人（「積極的に参加している」と「なるべく参加している」の合計）の割合をみると、37.2%となっており、平成28年度以降、年々減少しています。

【自治会活動や地域のコミュニティ活動への参加状況】

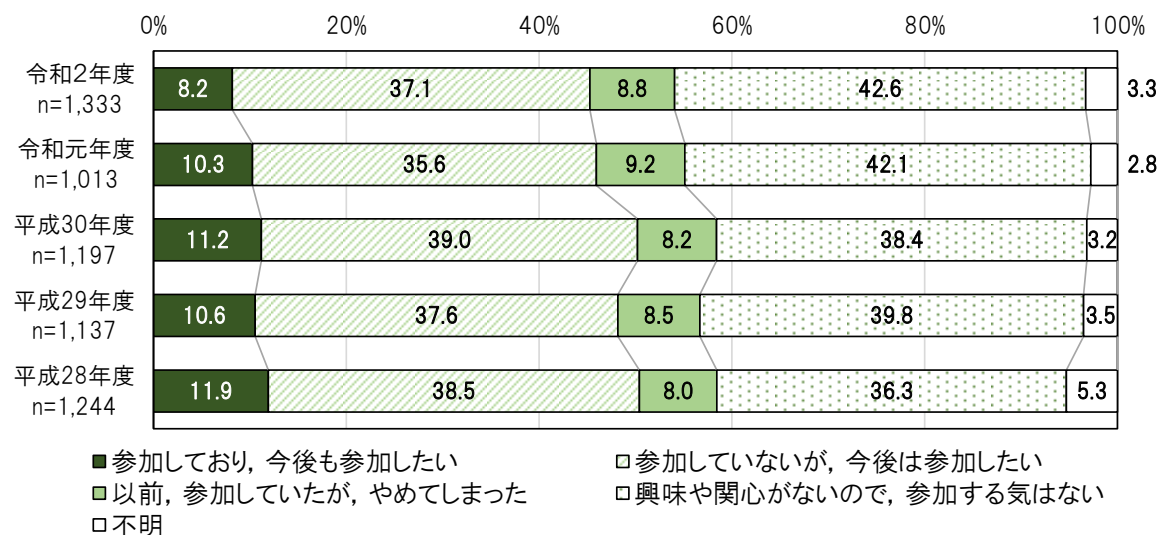


資料：守谷市まちづくりアンケート(各年度1月に実施)

■この1年間に市民活動、NPO活動、ボランティアなどに参加した市民の割合の推移

市民活動、NPO活動、ボランティアなどへの参加状況について、令和2年度の参加している人（「参加しており、今後も参加したい」）の割合と、今後参加したいという意欲のある人（「参加しており、今後も参加したい」と「参加していないが、今後は参加したい」の合計）の割合をみると、共に平成28年度以降で最も低くなっています。

【市民活動、NPO活動、ボランティアなどへの参加状況】

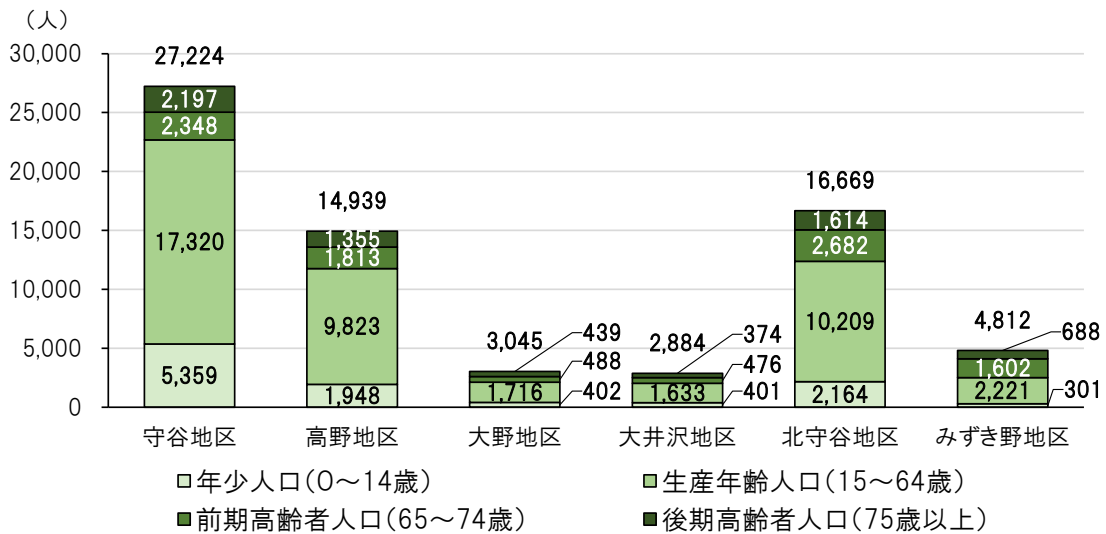


資料：守谷市まちづくりアンケート(各年度1月に実施)

(5) 地区別人口等の状況

地区別の人口構成について、年少人口（0～14歳）をみると、守谷駅が所在する守谷地区が最も多く、次いで、北守谷地区、高野地区の順になっています。対照的にみずき野地区、大野地区、大井沢地区は、高齢者人口の割合が高く、後期高齢者人口（75歳以上）の割合も1割を超えています。みずき野地区は、前期高齢者人口（65～74歳）の割合も3割を超えており、少子高齢化が進んでいる地区と言えます。

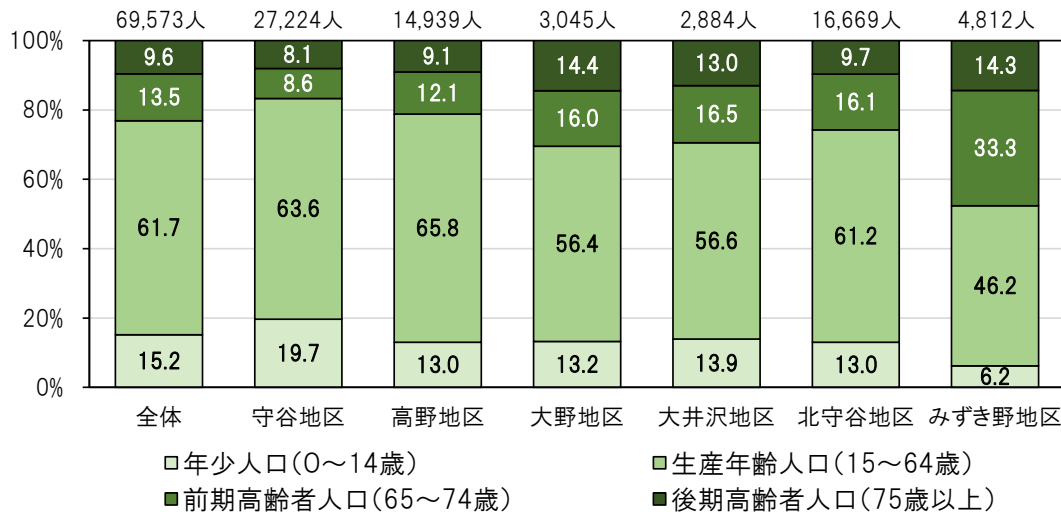
【地区別人口】



資料：住民基本台帳人口(令和3年4月1日現在)

※地区の構成については、21ページの「地域福祉活動(まちづくり協議会)の区域」を参照してください。

【年齢3区分別人口割合】



資料：住民基本台帳人口(令和3年4月1日現在)

2 用語説明

あ行	
ICT (P19)	Information and Communication Technology の略です。情報通信技術のことで、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。
茨城型地域包括ケアシステム (P8, 41, 52, 54, 58)	<p>支援対象者ごとの単独制度では対応できないケースや複合的な課題を抱えるケースなどについて支援を行うため、包括的な相談窓口を設定し、複合的な課題に対する評価・分析(アセスメント)を行い、県でこれまで取り組んできた「地域ケアシステム」や「在宅医療・介護連携拠点事業」などのネットワークなどを生かし、コーディネート機能の充実や多職種協働による支援の充実を図り、包括的な支援体制の構築に取り組んでいくものです。</p> <p>なお、県内全ての市町村において、統一的な取組を行うものではなく、それぞれの市町村の実情に応じた主体的な取組によって構築することを目指しています。</p>
か行	
権利擁護 (P15, 18, 20, 42, 64, 65)	全ての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものです。
子ども家庭総合支援拠点 (P13, 65)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行うものです。
さ行	
小規模保育事業所 (P56)	0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設で、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施しています。
生活支援体制整備事業 (P8, 40)	健康の維持・増進(自助・介護予防)と互いに支え合う地域の構築(互助・生活支援)を目指して、地域住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて協議を行い、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を進める事業です。
成年後見制度 (P12, 15, 42, 64)	認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、財産管理や身上保護等について法的に保護し、支援する制度です。
た行	
地域ケア会議 (P8, 44, 52)	地域包括支援センターが中心となって、民生委員・児童委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題の解決に向けた協議を行うほか、個別課題から導き出される地域課題について地域住民と一緒に検討を行うものです。
地域包括ケアシステム (P8)	少子・高齢化が進む中においても、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりが有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制をいいます。
地域包括支援センター (P8, 52, 58)	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けていけるように支援を行う総合相談窓口で、現在、民間委託により市内2か所に地域包括支援センターを開設しています。

な行	
日常生活圏域 (P8, 40)	高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域で、市では現在、守谷地区、高野地区、大野地区、大井沢地区、北守谷地区、みずき野地区の6つの圏域を設定しています。
認定こども園 (P56)	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、多様化している社会的ニーズに応えていくための施設で、0歳から小学校就学前までの乳幼児を対象としており、満3歳以上の幼児は保護者の就労状況に関わらず、教育・保育を一緒に受けることができます。
は行	
避難行動要支援者登録制度 (P10)	災害の際に自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの人(「避難行動要支援者」といいます。)の名簿を作成し、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の「地域の支援者」に提供することにより、災害が発生したときには、「地域の支援者」が避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うという制度です。
避難行動要支援者名簿 (P62)	高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に配慮を要する人のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿です。
福祉避難所 (P62)	災害時に指定避難所に避難した高齢者や障がい者などで、指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市と協定を締結している市内の高齢者施設、障がい者施設などに開設し、避難者の生活支援を行います。
フレイル (P43)	人は年を取ると、段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気になるまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)といいます。早期の介入や支援により、生活機能の維持向上が可能とされています。
ま行	
メールもりや (P60, 62)	市のメールサービスで、予め登録された読者に対し、サービスカテゴリ別に情報を配信するサービスです。広報もりや、災害・防災、火災発生、防犯、イベント等の情報を配信しています。
守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会 (P13, 42, 65)	市内外の子育て支援関係機関(福祉、保健、学校、医療、警察など)で構成され、要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動を行います。
守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク (P42, 52, 62)	警察、消防、見守り活動等協力事業所等により構成されるネットワークで、このネットワークを活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげ、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。
守谷市みまもりシール (P42, 52, 62, 63)	守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業に登録した人に配付されるシールで、登録者が行方不明となった場合に備え、シールをあらかじめ靴や衣服、持ち物等に貼っておくことで、本人の身元確認ができるようになります。
Morinfo(もりんふお) (P60, 62)	市が開発したスマートフォンやタブレット等の端末で使用するアプリケーションで、子育て支援やごみ、イベント等の情報といった、市民生活の利便性を向上させる内容の掲載をしています。

や行	
ユニバーサルデザイン (P65)	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いに関わらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のことです。

3 計画の策定体制

(1) 守谷市地域福祉推進委員会

市民が参画する「守谷市地域福祉推進委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行いました。

(2) 守谷市地域福祉計画検討委員会

庁内の関係各課と守谷市社会福祉協議会の職員を構成員とする「守谷市地域福祉計画検討委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行うとともに、各担当部門との連携・調整を行いました。

(3) 守谷市地域福祉計画部内推進会議

保健福祉部及び守谷市社会福祉協議会の職員を構成員とする「守谷市地域福祉計画部内推進会議」を開催し、地域福祉計画策定のための検討、総合調整を行いました。

(4) 各地区の「まちづくり協議会」

守谷市社会福祉協議会と各地区の「まちづくり協議会」において、各協議会の活動の基本理念や活動のモットーに基づき、地区別地域福祉活動計画の検討、総合調整を行いました。

【計画の策定体制のイメージ図】



4 守谷市地域福祉推進委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 守谷市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び守谷市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進行管理に関する事項
- (2) 計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (4) 計画及び活動計画の施策の推進のための支援策の検討
- (5) その他計画及び活動計画の推進のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) まちづくり協議会の福祉担当の代表者
- (2) 守谷市社会福祉協議会の代表者
- (3) 民生委員・児童委員の代表者
- (4) 守谷市自治会連絡協議会の代表者
- (5) 守谷市PTA連絡協議会の代表者
- (6) 守谷市ボランティア協会の代表者
- (7) もりや公益活動促進協会の代表者
- (8) 守谷市協働のまちづくり推進委員会の代表者
- (9) 守谷市保健福祉審議会の代表者
- (10) 守谷市シニアクラブ連合会の代表者
- (11) 障がい福祉団体の代表者
- (12) 児童福祉団体の代表者
- (13) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が共に欠けたときの会議の招集は市長が行うものとする。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第7条 推進委員会は、会議の議事録を作成し、これを公開する。

(謝礼)

第8条 市長は、委員に対して、1日につき5,000円の謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、守谷市保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年2月27日から施行する。
- 2 守谷市地域福祉計画策定委員会運営要綱（平成22年守谷市告示第82号）は、廃止する。

附 則（平成28年守谷市告示第14号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の守谷市地域福祉推進委員設置要綱第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後新たに委嘱する委員について適用する。

附 則（平成31年守谷市告示第7号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の守谷市地域福祉推進委員会設置要綱第3条第2項の規定により推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員に委嘱されている者は、この告示の施行の日改正後の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、この告示の施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(2) 委員名簿

	氏名(敬称略)	区分	備考
1	清水 敬	まちづくり協議会(高野地区)	高野地区まちづくり協議会会長
2	長谷川 禮子	まちづくり協議会(大野地区)	大野地区まちづくり協議会 地域福祉チームリーダー
3	寺田 一	まちづくり協議会(大井沢地区)	大井沢地区まちづくり協議会会長
4	◎鈴木 榮	まちづくり協議会(北守谷地区)	北守谷地区まちづくり協議会会長
5	山下 勝博	まちづくり協議会(みずき野地区)	みずき野地区まちづくり協議会会長
6	横張 克博	社会福祉協議会の代表者	守谷市社会福祉協議会副会長
7	小西 知子	民生委員・児童委員の代表者 (北地区)	北地区民生委員・児童委員協議会会長
8	荒川 かつ子	民生委員・児童委員の代表者 (中央地区)	中央地区民生委員・児童委員協議会 守谷A地区まちづくり協議会会長
9	前田 馨	民生委員・児童委員の代表者 (南地区)	南地区民生委員・児童委員協議会
10	柴田 哲二	自治会連絡協議会の代表者	自治会連絡協議会会長
11	高橋 修	守谷市PTA連絡協議会の代表者	郷州小学校PTA会長
12	○染谷 桂子	ボランティア協会の代表者	守谷市ボランティア協会副会長
13	古橋 俊夫	もりや公益活動促進協会の代表者	
14	正木 宏幸	守谷市協働のまちづくり推進委員会の代表者	
15	萩原 和子	保健福祉審議会の代表者	
16	斉藤 巖	シニアクラブ連合会の代表者	守谷市シニアクラブ連合会(友愛クラブ会長)
17	菊地 淳	障がい福祉団体の代表者	特定非営利活動法人理事長
18	佐藤 鏡子	児童福祉団体の代表者	守谷ひがし野プレーパークの会

◎は委員長, ○は副委員長

5 守谷市地域福祉計画検討委員会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定により策定する守谷市地域福祉計画について検討するため、守谷市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 守谷市地域福祉計画の策定に必要な調査及び研究に関する事項
- (2) 守谷市地域福祉計画の評価に関する事項
- (3) その他守谷市地域福祉計画の策定又は評価に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が任命し、又は委嘱する委員16人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部長
- (2) 企画課長
- (3) 財政課長
- (4) 社会福祉課長
- (5) 健幸長寿課長
- (6) 国保年金課長
- (7) すくすく保育課長
- (8) のびのび子育て課長
- (9) 保健センター所長
- (10) 市民協働推進課長
- (11) 交通防災課長
- (12) 建設課長
- (13) 学校教育課長
- (14) 生涯学習課長
- (15) 教育指導課長
- (16) 守谷市社会福祉協議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、社会福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の検討の結果を推進委員会（守谷市地域福祉推進委員会設置要綱（平成25年守谷市告示第8号）第1条に規定する推進委員会をいう。）に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（平成31年1月30日訓令第1号）

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第11号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	課名・役職	氏名
1	保健福祉部長	◎椎名 恵美子
2	企画課長	浅野 克夫
3	財政課長	高橋 幸司
4	社会福祉課長	○羽田 統由
5	健幸長寿課長	稲葉 みどり
6	国保年金課長	森山 範彦
7	すくすく保育課長	小島 義久
8	のびのび子育て課長	上野 美津子
9	保健センター所長	小林 龍一
10	市民協働推進課長	高橋 淳
11	交通防災課長	鈴木 林
12	建設課長	中山 耕一
13	学校教育課長	小林 伸稔
14	生涯学習課長	福島 晶子
15	教育指導課長	古橋 雅文
16	守谷市社会福祉協議会事務局長	横瀬 博

◎は委員長, ○は副委員長

6 守谷市地域福祉計画部内推進会議（保健福祉部）

（１）会議の役割

地域福祉の施策は、高齢者支援、障がい者支援、子ども・子育て支援などの各分野と深く関連するものとなっています。このため、「守谷市地域福祉計画部内推進会議」を開催し、地域福祉に関連する情報を共有するとともに、各分野における取組をより効果的に行うために地域福祉計画の評価、調査研究を行うほか、計画策定の検討・総合調整を行います。

（２）会議員名簿

	課名・役職	氏名
1	保健福祉部長	◎椎名 恵美子
2	社会福祉課長	○羽田 統由
3	社会福祉課課長補佐	枝川 仁
4	健幸長寿課長	稲葉 みどり
5	健幸長寿課課長補佐	市村 浩子
6	すくすく保育課長	小島 義久
7	国保年金課長	森山 範彦
8	のびのび子育て課長	上野 美津子
9	保健センター所長	小林 龍一
10	介護福祉課長	寺田 栄
11	守谷市社会福祉協議会事務局長	横瀬 博

◎は会長，○は副会長

7 まちづくり協議会

各地区に設立されている「まちづくり協議会」は、一定のまとまりのある地域において、地域に存在する様々な団体や住民、事業者等が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで地域を活性化させる（地域づくり）とともに、地域のことは地域で考え、地域が対応できる課題は協働して、その解決を図っていくことができる組織となっています。

また、本市では、地域福祉活動計画に基づき、各地区実行委員会が様々な取組を実施していたことから、この各地区実行委員会に、より多くの団体等を取り込み、自治会・町内会と連携することで「まちづくり協議会」へと“発展・拡大”して設立されています。

現在、各地区の「まちづくり協議会」では、住民や団体、事業者等をつなぐ役割を持ち、地域の活性化や地域の課題解決につながる活動（防犯・防災、健康・福祉、親睦・交流の活動）に取り組んでいます。

【各地区の「まちづくり協議会」の範囲】

協議会名称	設立年月	範 域
北守谷地区	H30.12	御所ヶ丘, 久保ヶ丘, 松前台, 薬師台
大野地区	H31.1	野木崎, 大柏, 立沢の一部
高野地区	H31.2	乙子, けやき台, 高野, 鈴塚, 松ヶ丘, 美園, 本町の一部(南守谷町)
大井沢地区	R1.7	立沢(一部除く), 大山新田, 大木, 東板戸井, 西板戸井
みずき野地区	R1.7	みずき野
守谷A地区	R2.2	小山, 奥山本田, 下新田, 柿の沢第2, セザール取手西, 辰新田, サンクレイドル守谷, 奥山新田, 愛宕, 新愛宕
守谷B地区	R1.12	岩町, 原, 岩東町, 北園, 大原, 清水, 原本町, 栄町, 松並青葉西, 松並青葉東, レーベン守谷松並
守谷C地区	R2.3	土塔中央, 土塔本町, 土塔新山, ライオンズ守谷駅前プレミアム, 黒内, 高砂町, やなぎ町, サーパスシティ守谷, レクセルプラザ守谷, さつき台, 旭町, 海老原町, パラッシオ守谷
守谷E地区	R2.3	仲町, 山王様前, つくし野, 上町, 若松町, 赤法花, 左近, 上若, 坂町, 守谷コモンズ, 同地, 下町, 城山, 城内, 新町, 県営住宅

※守谷A地区・B地区・C地区・E地区の範囲は、自治会・町内会名及びマンション等の名称で表記しています。

※守谷D地区については、協議会設立に向けて取組を進めています。

8 計画策定経過

年月日	項目	主な内容
令和3年 6月29日	第1回 地域福祉計画部内推進会議	・第2期守谷市地域福祉計画の取組状況(令和2年度)について ・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
7月12日	第1回 地域福祉計画検討委員会	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
7月29日	第1回 地域福祉推進委員会	・第2期守谷市地域福祉計画の取組状況(令和2年度)について ・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
9月22日	第2回 地域福祉計画部内推進会議	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
10月7日	第2回 地域福祉計画検討委員会	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
10月18日	第2回 地域福祉推進委員会	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
10月25日	庁議	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画に係るパブリック・コメントの実施について
11月16日 ～ 12月16日	パブリック・コメント	
令和4年 1月12日	第3回 地域福祉計画部内推進会議	・パブリック・コメントの結果について ・パブリック・コメントの対応について
1月17日	第3回 地域福祉計画検討委員会	・パブリック・コメントの結果について ・パブリック・コメントの対応について
2月1日	第3回 地域福祉推進委員会	・パブリック・コメントの結果について ・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)の諮問・答申について
2月9日	庁議	・第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画の決定について

※地区別地域福祉活動計画の策定に当たっては、守谷市社会福祉協議会と各地区の「まちづくり協議会」において、計画の検討、総合調整を行いました。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月発行

守谷市 保健福祉部 社会福祉課

TEL 0297-45-1111

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp>

社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会

TEL 0297-45-0088

<http://www.moriya-shakyo.com>

※計画は、守谷市及び守谷市社会福祉協議会のホームページで閲覧できます。